

出席議員(20名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵 美 子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀 代 子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	笠 松 洋 二 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	吾妻良信	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 幹	相 原 光 男

議 事 日 程 (第5号)

平成20年6月12日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 5 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算)
- 第 6 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 第 7 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算)
- 第 8 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町町税条例の一部を改正する条例)

- 第 9 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 10 議案第 8号 町道路線の変更について
- 第 11 議案第 9号 町道路線の認定について
- 第 12 議案第 10号 柴田町地域活動支援センター条例
- 第 13 議案第 11号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第 12号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 13号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第 14号 平成 20 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 17 議案第 15号 平成 20 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 18 議案第 16号 平成 20 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 19 意見書案第 1号 どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書
- 第 20 陳情第 1号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情
- 第 21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において3番水戸義裕君、4番森 淑子さんを指名いたします。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（伊藤一男君） お諮りいたします。日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、人事案件でありますので全員協議会にお諮りしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催しますので、ご参集お願いいたします。

それでは、直ちに休憩いたします。なお、全員協議会が終了次第再開いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時07分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員菊地康子氏が平成20年9月30日付をもって任期満了となることにより、仙台法務局長から後任の推薦依頼がありました。これを受けまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格、識見とも高く、広く社会の実情に通じ、かつ、人権擁護について理解がある渡邊みち子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

渡邊みち子氏は、昭和50年3月に宮城教育大学教育学部小学校教員養成課程を卒業後、宮城県教育委員会の小学校教諭として平成14年3月まで27年間勤務されました。これまでの教育者としての実績のもとに、「いじめ」・「不登校」・「虐待」など、子供をめぐる人権問題を初め、女性・高齢者・家族をめぐる人権問題など、さまざまな人権問題に対して熱意をもって取り組んでいただける方でございますので、何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度柴田町一般会計補正予算）

議長（伊藤一男君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成19年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました第1回定例会の後に、町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税及び財産収入などの歳入が確定し、歳出において老人保健特別会計繰出金の確定など、各事務事業費の精算が完了したことによるもので、さらには、財政調整基金への積み立てへの措置を講じた結果、歳入歳出とも1億2,788万7,000円の増額補正をすることになりました。

この追加補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ100億8,369万2,000円となります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書の7ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1億2,788万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を100億8,369万2,000円とするものです。

14ページをお開きください。

歳入歳出の増減の大部分が事業の決定見込みや交付額の確定によるものですので、主な事項だけご説明いたします。

最初に、歳入であります。上段の表になります。

款1、項1、目1個人町民税は880万5,000円の減額で、決定見込みによるものです。目2法人町民税は、決定見込みにより4,443万8,000円増額するものです。

17ページをお開きください。上から2段目の表になります。

地方交付税3,785万円の増額は、特別交付税の交付決定によるものです。特別交付税は、当初予算で1億3,000万円計上しておりましたが、頑張る地方応援プログラムへの取り組み等により増額になったものです。

18ページになります。

下段の表になりますが、款14項1目1総務使用料、節1行政財産使用料の221万5,000円の減額ですが、駐車場として賃貸している平成17年度分の滞納繰越分7カ月分で、経営状況が芳しくないという会社1社分です。

次のページになります。下段の表になります。

款15、項2、目1民生費国庫補助金、節5高齢者医療制度円滑導入事業費補助金591万4,000円の増額は、電算システムの改修費用に対する補助金です。

23ページをお開きください。一番上の表になります。

款17、項2、目1不動産売払収入、節1土地売払収入1,483万5,000円は、船岡中央三丁目地内の宅地392.79平米の宅地を平米単価2万4,430円で売却したものです。

次の表になります。

款18、項1、目4土木費寄附金2,000万円の増額は、町政報告でご報告申し上げましたが、東北リコー様からさくら基金へご寄附いただいたことによるものです。

24ページになります。

雑入になりますが、表の一番下の宮城県後期高齢者医療広域連合負担金471万5,000円は、広域連合会へ町職員を1名派遣しているための人件費分を、雑入として負担金としていただいたものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

26ページをお開きください。下から2段目の表になります。

款2、項1、目6基金管理費1億3,400万円の増額は、財政調整基金として積み立てするものです。今回の補正により、基金残高は財政調整基金が7億7,134万4,000円になります。町債等管理基金1億2,353万8,000円と合わせた合計額は8億9,488万3,000円になります。20年度当初予算で財政調整基金から1億7,100万円を繰り入れていきますので、現在の両基金残高は7億2,388万3,000円になります。

30ページをお開きください。表の中段になります。

款3、項1、目3老人保健医療対策費の繰出金3,974万1,000円の増額は、老人保健特別会計の社会保険診療支払基金からの交付金が減額になったために、老人保健特別会計へ医療費給付分として繰り出すものです。

40ページをお開きください。

款8、項4、目5公園緑地費、節25積立金2,000万円の増額は、歳入でご説明いたしましたさくら基金への指定寄附をさくら基金へ積み立てするものです。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は歳入は一括で、歳出については款1議会費25ページから款5労働費34ページまで、款6農林水産業費34ページから款9消防費41ページまで、款10教育費41ページから款13予備費55ページまでといたします。

まず、歳入の質疑を許します。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 2点ほどお伺いします。

18ページの滞納繰越分の、これは財産使用料の221万5,000円、これ減額になっていますけれども、これは減額するのはどういう理由で、そして、これはどういうふうになるのか、今後の見通しをちょっとお伺いします。

それから、23ページの財産売払で中央三丁目地内となっていますけれども、この地番と、それから、さっき平米の単価を言いましたけれども、坪になると幾らになるか、ちょっと教えてください。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 1点目が行政財産使用料なんですけれども、これまでも決算の際にもご説明したんですけれども、北船岡のショッピングセンターということでございます。これまでも何度か説明してきたわけなんですけれども、経営が非常に芳しくないということで、平成17年度分未納になっていたわけなんですけれども、平成19年の4月から分割で支払うという約束だったわけなんですけれども、結果的には5カ月分しか納入されなかったということで減額するものでございます。当然18年度分と19年度分も未納になっているという状況でございます。合計しますと、1,000万円強ぐらいの未納分ということになります。

会社の方とは再三お話し合いはしているんですけれども、3年前からかなり経営が厳しく、今、いろいろ再建の方を模索しているようなのですが、現実的には使用料を支払うような状況ではないということで、再建のめどが立ってからいろいろお話をしたいということなんですけれども、その再建計画も出ていないという状況でございます。税の方につきましては、5月に納めていただいたということは聞いております。

それから、23ページの土地売払の件でございますが、平米2万4,430円ということで、坪単価にしますと8万619円程度になるということで、仙台大学と南光大通線のガソリンスタンドがある十字路から新栄通線に入ったところの額ということでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） これは専決処分、3月にやったんですか。終わったんですか。

それでは、今の最初の使用料の方ですけれども、今後どのようにしていくのかというところがまだ答弁になっていないですよ。これをお伺いします。

それから、財産売払のこの地番を教えてください。口で何だのかんだのと言ってもらってもわからない。地番を教えてください。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 1点目のサンコアの件なのですけれども、今後どのようにするかという点なんですけれども、会社の方とは再建計画を出していただければ、50%減免するというので18年度、19年度話し合ってきたわけですけれども、再建計画がまだ出されていないということで、町としましては全額一応未納分ということで考えております。ただ、いろいろ今会社の方では再建計画を立てているわけですけれども、譲渡するというような話も聞いておりますけれども、そういうジャスコ関係とかで、まだはっきりしないということで、結論的に言えば、なかなかこの未納分を回収するのは難しいのかなというふうにとらえております。

地番につきましては、今調べますのでちょっとお待ちください。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 再建策が出れば50%減免と。なければこのままやって、譲渡の話が仮に決まったら、決まった段階でこれはきちっと清算できるということになるんですか。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 会社の状況が非常に厳しいということもありまして、いろんな再建策がまとまりまして、これまでの使用料ですか、17、18、19年度分の使用料についてはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

それから、船岡中央三丁目の地番につきましては、52の1ということです。52番地の1ということでございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 23ページの款18寄附金の中の教育費寄附金、槻木小学校教材用備品費として指定寄附20万円、とてもありがたいことだと思うんですが、ただ、考え方を変えれば、本来町が調べなければならぬ備品に対して、そろっていないものだから、保護者なり卒業生の地域の方なりわかりませんが、いわゆるかわいそうだなということで寄附なさっているのか、ちょっとその辺のところをまずお聞きしたいのですが。本来町が用意するべきもので

はないのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） この指定寄附につきましては、槻木陸上スポーツ少年団の解散ということで、これまで持っていた備品とあわせて20万円の寄附をいただいたというような内容です。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） それはあくまでも小学校の中のですよね。個人的なスポーツ少年団ではなくて、小学校の中で使うものですよね。いわゆる小学校の教育を行う上で必要なものだったわけですよね。解散によりというのが、ちょっと今意味がよくわからなかったんですが、もう一度詳しく説明いただけますか。どういうことなのか。そして、プラス20万円というのはどういうことなのかちょっとわかりません。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 槻木小学校を中心にして槻木陸上スポーツ少年団が活動をしておりました。そのスポーツ少年団が解散をするということで、スポーツ少年団で持っていた備品と、それに加えて現金ということで20万円を、槻木小学校の備品用としてご寄附をいただいたというような内容です。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そうしますと、小学校のものというよりは、スポーツ少年団が使っていたものということですよね。いわゆる授業に使っていたものではなくて、スポーツ少年団が使っていたものも、いわゆるここの槻木小学校教材用備品に入るわけですか。小学校が備品として管理するものなんですか、それは。ちょっとそこはわからなかったです。別のものかと思ったんですね、私は。例えばよく楽器代とか、槻木の方はよく寄附いただいて、でも本来ならそれは学校でそろえるものではないかなと思ったので、今この質問をしてみたんですが、全く違う答弁で、スポーツ少年団のものをここのいわゆる小学校教材備品費として町は管理をしているということなんですか。そこがよくわからないので。いわゆる授業で使うものと、スポーツ少年団が使うものとの違いについての説明をお願いします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） スポーツ少年団が解散することによりまして、例えばハードルとかそういうものがあつた備品をいただいたものもありますけれども、ここは現金としてそのほかに20万円のご寄附をいただいているということです。それで、小学校用の備品を購入

するというような内容でございます。よろしいでしょうか。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 46ページ、教育費の小学校費のところでは補助費29万6,000円の……。

議長（伊藤一男君） よろしいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 以上をもって歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。

25ページの議会費から34ページの労働費に対する質疑を許します。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 30ページの6、障害者更生援護事業費の委託料なんです、負担金補助及び交付金の方もなんです、全部赤になっているんですが、これは利用が少なかったというふうに見ると思うのですが、実際には何件ぐらいを想定して、そして、どれぐらいの利用があったのか。

そして、その利用というのは実際に必要とすべきに十分に需要を満たしているのかどうか、ちょっとこの数字だけではわからないのでお願いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 詳しい件数はあれなんです、考え方で答弁させていただきませんが、この予算につきましては専決処分というようなことで、3月補正に間に合わなかったといえますか、それ以降の理由に伴います専決処分というようなことです。

あくまでもその考え方なんです、十分なるそのサービスを使って利用していただきたい。そのために、ぎりぎりまで補正せずに待っていた。結局、年度終了によりまして、19年度の支出額が決定しましたので、それで、その不用額といえますか、余った額を今回減額補正というようなことですので、サービスの低下とかということではございませんので、予算はきちんと3月末ぎりぎりまで確保していたんですが、3月補正後にこれだけの必要でない額が発生したので、専決をもってこの額を予算からおろすというようなことですので、そういうことをご理解いただければと思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） そうすると、必要とする人には十分サービスができたと考えてよろしいわけですね。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） そのように理解してございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

次に、34ページの農林水産業費から41ページの消防費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 次に、41ページの教育費から55ページの予備費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 先ほどは失礼しました。先ほど言いかけた教育費の46ページ、節20の扶助費のところ、各小学校の扶助費が減額になっております。これもまた予算を確保しておいて3月補正に間に合わなかったものを出しているということも予想はできるのですが、実際就学援助を受ける子供さんが減ったのかどうかということ。

それから、同じように、49ページの中学校部分の扶助費、これもまた減額になっているので同じことをお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 金額の減につきましては、人数が減ったものでございます。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

1番（広沢 真君） その人数が減ったというのは、例えば卒業とか転出に伴うものなのか、それとも、途中で制度を利用する必要がなくなったものなのかということだけお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 当初より人数が減ったということで、今ちょっと確認しますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 同じく扶助費なんです、実際にこういう扶助費を受けられるという案内を全児童、全生徒に年度初めとかに書類等をお渡ししているんでしょうか。よく給食費未納とかあつたりしますけれども、こういう制度があるのをよくわからないままに生活苦し

くて未納にしている方もいるかと思うんですね。ですから、全員に年度初めなり、逆に年度末とかにお知らせしておけば、そういうことはなく安心してこういう申請ができるかと思うんですが、今柴田町ではどのように行っているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 今ちょっと年度初め、年度末にそのようなPRというか、情報の提供を行っているかどうかというのについては、行っているとは思いますが、なおもう一度確認したいと思います。

それから、先ほどの当初の扶助費の件なんですけれども、よろしいでしょうか。（「はい、よろしい」の声あり）当初の見込みよりも申請者が少なかったので減額になっているというような内容でございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 教育総務課長より答弁を求めます。

教育総務課長（小池洋一君） 済みませんでした。扶助費のPRについてですが、年2回お知らせ版に掲載して、現在PRを図っているというような状況です。今後も年度初め、年度末にPRを図ってまいりたいと思います。

議長（伊藤一男君） では、白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） お知らせ版だと見ない方も結構いらっしゃるんですね。それで、全児童、生徒、要は本来なら必要ない人の方が数ははるかに多いはずなんですけれども、けれども全児童、生徒に対して渡すことが一番こういう制度を皆さんに知らせることになるのではないかなと。知らない方もいるのではないかと思うので。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 先ほどお知らせ版に2回ということでお話ししたんですけれども、そのほか全学校長に連絡をしておりますので、学校の方から子供たちに周知はしているとは、子供、それから保護者に行っているとは思いますが、なお全校生徒に対してそのような紙ベースでということを送付できるように考えていきたいと思っております。

議長（伊藤一男君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、医療費の精算に伴う予算措置であります。

歳入につきましては、保険税の減額及び国庫支出金・療養給付費交付金等の額の確定によるものであります。

歳出につきましては、財源の組み替えと、保険給付費等に2,330万6,000円を追加補正し、総額35億7,150万2,000円とするものでございます。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細についてご説明をいたします。

63ページをお開きください。

今回の補正は、国保税の収入実績、国庫支出金等の変更決定に伴う収入増によります医療費支払いのための財源の組み替え等による補正でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額に2,330万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,150万2,000円とするものでございます。

それでは、68ページから説明をいたします。

まず、歳入につきましては、款1国民健康保険税です。目1一般分の保険税ですが1,086万円の減額でございます。目2退職者分ですが、127万7,000円の減でございます。合わせますと、合計で1,213万7,000円の減額補正となります。

款3国庫支出金、目1の療養給付費等負担金347万6,000円の減です。これは、医療費の変動に伴っての国庫負担金の変更決定によるものでございます。

それから、項2の国庫補助金です。目1財政調整交付金216万3,000円の増。内訳といたしましては、普通調整交付金で291万3,000円の減。特別調整交付金で507万6,000円の増額補正です。これは、交付税の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款4療養給付費交付金ですが、補正額が1,499万円の増額補正でございます。これは退職者医療費分で、支払基金からの交付金の変更決定によるものでございます。

次に、款5の県支出金、県補助金、財政調整交付金です。2,456万7,000円の増額補正でございます。内訳ですが、1号交付金、いわゆる療養給付費の負担分ですね、これで1,629万2,000円の増。2号交付金、財政調整の交付分ということで827万5,000円。それぞれ増額ということで、交付額の確定によるものでございます。

それから、款8の繰入金、一般会計繰入金ですが、出産育児一時金繰り入れ分でございます。280万円の減でございます。出産育児一時金の確定見込みによるものでございます。

款10諸収入、目2の退職被保険者等延滞金1,000円の減額でございます。

次のページになります。

歳出をご説明をいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費で181万2,000円の減。それから、目3の医療費適正化特別対策事業費20万円の減。トータルで201万2,000円の減でございます。

項3の運営協議会費16万4,000円の減でございます。

以上、内訳は記載のとおりです。それぞれ確定精算に伴っての減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

款2の保険給付費ですが、目1一般の療養給付費5,922万5,000円増。目2の退職者の療養給付費が1,926万6,000の増。それから、目3の一般の療養費、この療養費については柔整関係ですね、はり、きゅう、マッサージ関係ですが、260万円の減。退職者分の療養費の方が150万円の減。支払審査手数料では125万円の減額補正でございます。合計で7,314万1,000円の増

額補正となります。

次のページをお開きください。

同じく保険給付費の項 2 高額療養費は、目 1 の一般保険者分で3,935万円の減でございます。それから、退職者の被保険者の高額療養分につきましては570万円の減額補正でございます。

次に、項 4 の出産育児諸費の出産育児一時金140万円の減でございます。

それから、項 5 の葬祭諸費ですが、23万円の減額でございます。

それから、次のページをお願いします。

款 3 の老人保健拠出金と、それから款 4 の介護納付金につきましては、補正額はゼロでございます。財源の組み替えでございます。

款 6 の保健事業14万7,000の減。これは成人歯科検診委託料分でございます。

次のページをお願いします。

款 8 の公債費、利子ですが、一時借入れがなかったというふうなことで35万円減額補正となります。

最後に、款 9 の諸支出金、過年度還付金ですが、一般分で38万2,000円の減。退職者分で10万円の減。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7 番白内恵美子さん。

7 番（白内恵美子君） この補正により 1 人当たりの医療費というのは、過去 3 年間ぐらいでいいですから、どういうふうに推移したのか、お願いします。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） お答えを申し上げます。

1 人当たりの医療費ということですが、平成17年度で21万2,000円になりますね。18年度ですと22万5,000円、平成19年度ですと見込みで23万6,000円ということで、やはり 1 人当たりの医療費がどんどん伸びてきているというふうなことでなっています。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7 番（白内恵美子君） 伸びた原因としては、何が一番大きいと思いますか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） やはり高齢者がふえているというふうなことで、受診する機会ですか、それがふえているというのがやっぱり一番の要因かなと。高齢者の大体 8 割以上が

ほとんど病院にかかっているという実態でございますので、その辺が一番大きいのかなというところでございます。

あと実際、病院とかそういった医療の高度化、やっぱりそれによって医療費が高くなるというのが最近の、最近というかここ何年かですね、そういった傾向があるかと思えます。もう少し詳しく分析すればあれでしょうけれども、今後それはもうきちっと分析していきたいというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 1点だけちょっと教えてください。74ページの一般公債費35万円の一時借入金の利子、これはなくなっているわけですがけれども、健康保険の一時借入れで最大限これはどのぐらい見ているんですか。そして、最大限の金利分として35万円あげているのかどうかをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 確認しますので、お時間いただきます。

議長（伊藤一男君） そのほか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） ページ数にかかわるわけではないのですが、1点だけ。現計で財調の基金の残高というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 財政調整基金の関係ですが、平成19年度で6,900万円ほど基金に繰り入れをしております。平成19年度末で財政調整基金につきましては1億3,000万円ほどの基金になってございます。

それで、今の決算中、19年度の決算中ですが、医療費は大体23億4,800万円ほどというふうなことで見ておりますが、決算で見込んでおりますが、医療給付の伸びが前年度比で大体4.8%の伸びにとどまっているというふうなことで、平成20年度の方に今のところは大体1億3,000万円ほど剰余金が出て繰り越せるのではないかなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君の答弁をお願いいたします。

町民環境課長（大宮正博君） 済みませんでした。お答え申し上げます。

19年度当初予算で一時借入金の最高額2億円ということで定めてございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 借入れの金利分が35万円なんですか。一時借入れの。そういうふう

に考えていいですか。

町民環境課長（大宮正博君） そうですね。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前10時56分 休 憩

〔午前10時59分 19番 大沼喜昭君 退場〕

午前11時09分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算）

議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の内容は、医療費交付金の決定に伴う予算措置であります。

歳入のみの補正となり、支払基金交付金が減額になり、その減額分を一般会計繰入金で充当するもので、予算総額の変更はありません。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細についてご説明をいたします。

79ページをお開きください。

今回の補正は、医療費交付金の決定に伴っての予算措置でございます。

82ページになります。

まず、歳入ですが、款1の支払基金交付金、医療費交付金3,974万1,000円の減で、これは社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う減額補正でございます。

款4繰入金は、支払基金交付金の減額分を一般会計繰入金で同額、3,974万1,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、財源の組み替えとなります。

以上ですが、今回の補正は歳入のみの補正で、支払基金交付金が減額となり、その減額分を一般会計繰入金で充当するもので、予算総額の変更はございません。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第 6 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成 19 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

議長(伊藤一男君) 日程第 6、議案第 4 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第 4 号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成 19 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、使用料の確定に伴い補正を行うものでございます。

この補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長(大久保政一君) それでは、詳細説明を申し上げます。

87 ページをお願いします。

平成 19 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。今回の補正は、使用料の確定に伴うものでございます。

第 1 条関係ですけれども、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。

90 ページをお願いします。

2 . 歳入であります。

款 2 使用料及び手数料、項 1、目 1 使用料、節 1 公共下水道事業使用料現年度分 9 万 6,000 円の増額であります。これにつきましては決定見込みによるものでございます。同じく節 2 であります。公共下水道使用料滞納繰越分 9 万 6,000 円の減額となりました。これにつきましても決定見込みによる減額補正となるものであります。

3 . 歳出、これにつきましては補正前に同じであります。

83ページにお戻りを願います。

議案第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものであります。どうぞよろしくお願ひします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の決定によるもので、合計193万1,000円を減額補正するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費の確定によるもので、歳入補正額と同額の193万1,000円を減額補正するものであります。

以上の補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 詳細説明いたします。

町長が提案理由で述べましたとおり、今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ193万1,000円を減額し、それぞれ16億3,822万1,000円とするものです。

歳入について説明いたします。99ページをごらんください。

款2分担金及び負担金1万1,000円の増額は、槻木の県営住宅高齢者世話付住宅負担金、対象入居者の確定分を計上しています。

次の款4国庫支出金から款6県支出金の増減は、いずれも決定見込みによる補正です。

款4項、2国庫補助金271万2,000円の減。主に調整交付金の減額によるものです。

款5項、1支払基金交付金79万5,000円の増としています。支払基金から受けた交付金、19年度の交付額に予算額を合わせたものです。これは9月の精算で整理することになります。

100ページをごらんください。

款6、項2県補助金2万5,000円の減。地域支援事業の実績による各目での増減です。

次に、歳出の補正について説明いたします。101ページをごらんください。

款1総務費から款4地域支援事業費までの減額補正は、事業確定によるものです。事業確定により各科目で減額補正を行っておりますが、その減額分は予備費として整理いたしました。介護保険の給付費は毎年9月に前年度分を国、県、町の負担割合で精算を行います。主な補正事項を説明いたします。

款1総務費、項2徴収費51万9,000円の減。これは、印刷費と保険料の還付金確定によるものです。款1総務費、項3介護認定費52万円の減。これは、調査員の賃金と主治医意見書の作成料の確定によるものです。

款2保険給付費、これは目1居宅介護サービス給付費で1,500万円の減。目3施設介護サービス給付費で600万円の減。

次のページになります。

目4居宅介護福祉用具購入費で28万5,000円の減。目5居宅介護住宅改修費で67万6,000円の減。目6居宅介護サービス計画給付費で180万円の減。この項合計で2,376万1,000円の減額

補正になります。

次に、款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費ですが、目1 から目4 までここで減額補正を行っています。項合計で70万5,000円の減額です。

103ページの中段になります。

款2、項3、目1 審査支払手数料10万円の減になります。これは国保連合会審査支払手数料の支払い見込みによるものです。

款4 地域支援事業、項1、目1 介護予防高齢者施策事業費で37万2,000円の減額です。報償費から次のページ、負担金補助金交付金まで支出確定による減額です。

104ページになります。

地域支援事業費、項2 包括的支援事業費、目1 包括的支援事業費で22万7,000円の減。目2 任意事業費で10万円の減。目3 介護予防ケアマネジメント事業費で35万6,000円の減になります。

105ページをごらんください。

予備費に今回の減額補正分2,472万9,000円を整理しております。これは、9月の補正予算で計上することになりますが、19年度分の保険給付費の負担割合の精算、これで国庫、県支払基金等に負担金の返還を行いますけれども、その水準になる金額です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 101ページの介護サービス等諸費となっておりますが、居宅介護サービス給付事業1,500万円の減額になっております。それから、次の施設介護サービス給付事業600万円の減額になっておりますね。

まず、居宅介護サービスについては、随分と少なくなっているんですけども、十分にされているのかどうか。事業がですね。それで、こんなに余るのかどうか。これをちょっと説明してください。

それから、次の施設の方なのでですけども、施設の介護士さんたちがどうも定着していない。足りない。この間なんかも続けて2回募集用のチラシが入っていましたけれども、そういう施設の介護をしていただく人たちが、そういう人たちが不足しているのかどうか。十分にやっているのかどうか、ちょっとお伺いしておきます。お願いします。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 最初に、1,500万円、600万円、これは居宅介護と施設サービスの減額なのですけれども、保険給付費で全体額で申した方がいいと思いますけれども、18年度15億1,000万円の給付費がありました。それが19年度の見込みなんですけれども、14億6,000万円、約5,000万円減額、給付が少なくなっています。これは、認定者も実は18年度から二、三十人ですが少し減っているんですね。これは、高齢者が年間150人ずつ伸びているのに、なぜ認定者が減っているのか、もしも町が取り組んだ介護予防の取り組みが効果があらわれてきたのならうれしいんですけれども、そうもなかなか考えにくい。まだ後期高齢といいますが、今団塊の世代が高齢者に入ってきていますけれども、まだ若い世代がいるものですからまだ伸びがないのだろうと。ですから、12年から始まった介護保険が18年、19年、ことしも少し足踏み状態、踊り場にあるような状態なんですけれども、この後伸びるにしても、現在のところは17年水準で推移しています。

ただ、保健サービスについては、大体在宅介護ですと1人当たり10割で考えますと15万円ぐらい出ています。これは県内の水準でも上から数えた方がいいようなかなり上位の水準であります。決して柴田町の水準が低いわけではありません。ただ、施設サービスについては、これは大体同じなんですけれども、これは18年の法改正でかなり落ちました。施設サービス費が1人当たりの単価ってやつが、18年法改正まではかなり大きかったんですけれども、これは落ちました。これは法改正による影響です。

あともう1点は介護士さんの問題なんですけれども、柴田町で大きな不足という声は聞こえないんですけれども、少なくとも県内仙南圏域ではかなり不足しております。現に蔵王町で新たな特養ができたんですけれども、そこではまだ部屋が少しあいています。それは何でかということ、介護士さんが足りないからです。若い看護師さん、介護士さんですか、そういう方が定着率が悪いという問題も出ています。これは、県内、国でも今言われているんですけれども、もう少し報酬を上げて手当を厚くしないと、定着率が悪くなるというふうな状況は全国的な傾向だと思います。ただ、柴田町で今大きな不足が生じているかということ、そういう状態ではありません。以上です。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。はい、我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今のを聞きまして、非常に心配でありますね。というのは、柴田町は今のところ心配ない。その働く人。まず一つは、18年の法改正で単価が下がっている。これはどのくらい実際に、例えば何%平均してどのくらい下がっているのか。全体で。それで、そういうことが雇用にどのような影響になっているのか。今後そういう雇用に非常に心配な点

があるとなれば、どのような対策を今から考えていかななくてはならないのかをお伺いします。
議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） お答えします。

まず、施設介護給付費が19年8月の数字なんですけれども、1人当たりこれが27万8,000円、これが実は17年4月、わずかに1年半くらい前でしょうか、そのときの水準は35万円ありました。ですから、これはまだ介護保険法、18年に大きな改正があったんですけれども、施設の方が少し過剰な、いわゆるサービスといいますか、加算を行っていたということで、厳しく見られたのだと思います。

在宅介護については、逆にプラス、あがりました。在宅介護はずっと伸び続けておりまして、19年8月では14万5,000円、その水準にはなっています。これからふえてくる介護需要にどうしても介護士さんが、介護する方が足りなくなるだろうと。特に、今在宅、在宅というふうに国の方はかじを切っているんですけれども、でもやはり施設は必要なことは間違いないんです。この施設がちゃんと動くようなことも、介護士さんを確保できないとちょっと大変なことになるかなというふうに思います。仙南圏域で今から、平成21年から第4期計画が始まるんですけれども、そこでも施設の数については、まあ、一番大きな特養関係でも100床ぐらいは必要になってくるだろうと。

あともう一つは、療養型の病院の床があるんですけれども、これが平成22年で終わります。それを受け入れるための新型老健施設、これが望まれているんですけれども、まだ県内でやるというふうな手を挙げている事業者さんがおりません。これが今から県でもって、いわゆる廃止される療養病床の方を引き受けるための施設づくりを進めていかなければいけないだろうと。それについては、町も仙南の圏域で1カ所、2カ所必要になってくるという形で、第4期計画の中では上げていきたいと思います。

あと、国の大きな法改正が21年、もしくは22年に行われるというアナウンスもありますので、それは待ちたいなというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 続けてお伺いしますけれども、そうすると、例えば今柴田町でそういう施設に入りたいと、そういう待機している方はどのぐらいいらっしゃるんですか。

それから、その新型老健施設ですか、それにはやはり手を挙げているというのはいらっしゃるんですかね。私たちの町の例えば常盤園とか、そういうところは手を挙げているんですか。そういう計画があるんでしたら、ちょっと、さらっとでいいから教えてください。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） まず、施設の待ち状況なんですけれども、一番待ちが大きいのは特別養護老人ホーム、これは柴田の管轄しているところだけで見ますと、常盤園さんが250、あと大河原に桜寿園さんというのがあるんですけれども、ここも同じくらい抱えています。ただ、重複申し込みとかありますし、申し込んだままほかの施設に行った方もいらっしゃいますので、その3分の2くらいが実人数だろうというふうに思っております。それが、一番待ちが大きい施設で、そのあとの老健については、各老健ごとに常に5人から10人くらいの待ちが入っているかと思えます。あと、グループホームとかあるんですけれども、それは四、五人。老健というのが、10人待っていても、もともとリハビリ型の施設ですので、半年ごとに見直しがかかりますので、かなり動くんですけれども、特養とかグループホームはもうついのすみかというふうになってしまうので、なかなか人数が進まないというふうな状況になっています。今特養の必要性が一番高いのだろうと思えます。

あと、新型老健、これは療養型病床と今の特養との、特養と老健のちょうど中間にあるような位置の機能を持った施設なんですけれども、ほとんどが医療者に対して、いわゆる病院医師に対して新たなサービスとして行ってほしいというふうな仕掛けになっているんですけれども、まだ病院側で踏み出すというアナウンスは聞こえてきません。特に医療も少し必要になってきていますので、社会福祉法人だけでできるのではなくて、医療に踏み込みながらやるというふうな施設になるかと思えます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

(柴田町町税条例の一部を改正する条例)

議長(伊藤一男君) 日程第8、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第6号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成20年4月30日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、住民税においては、個人住民税における寄附金税制の見直し、地方自治体に対する寄附金税制の見直し及び上場株式等の譲渡益課税の見直し、加えて個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入などであり、法人住民税においては、法人の区分の改正と公益法人制度改革に伴う法人住民税均等割などの改正であります。

固定資産税につきましては、長期優良住宅に係る特例措置の創設、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設及び新築住宅に対する固定資産税の減額特例の延長措置などの改正であります。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。税務課長。

税務課長(小林 功君) それでは、詳細説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、関係法律等が公布、施行されたことにより、今回町税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な点につきましては、個人住民税関係では、平成21年度から地方公共団体が条例により指定した団体等への寄附金を寄附金控除の対象とする制度が創設されております。

また、ふるさとに対し、貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方自治体に対する寄附金税制の見直しがなされ、寄附金の控除対象限度額を従来総所得

金額等の25%から30%に引き上げ、適用下限額が10万円から5,000円に引き下げ、所得控除方式から税額控除方式となっております。

また、上場株式等に係る配当、譲渡益に係る軽減税率の廃止や、譲渡損失の損益通算の範囲の拡大等がなされております。

そしてまた、平成21年度から、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の納税者の利便性の向上、また、自治体の事務処理の効率化を図るために、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が導入されております。

次に、法人町民税関係ですが、今回公益法人制度改革に伴う措置として、新たに公益社団法人等並びに一般財団法人等に対して、法人の均等割の最低税率5万円が適用されております。

また、固定資産税関係では、長期優良住宅、省エネ改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設。また、新築住宅に係る減額措置の適用期限の延長と、各税目にわたる改正内容となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案書の111ページをお開き願います。一部を改正する条例の新旧対照表の改正前、改正後でご説明いたします。

今回の改正につきましても多岐にわたっておりますので、説明に当たりましては、主要な改正条文等の説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最初に、第19条の延滞金等に係る改正内容につきましても、給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例、承認、取り消し等があった場合の納期の特例、年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務などの条項がそれぞれ定められましたので、これらが延滞金の適用条項となったということで、関係条文の追加ということの改正になっております。

次に、113ページの第31条、法人にかかわる均等割の税率を定めておりますが、今回の公益法人制度改革に伴いまして、人格のない社団、資本金の額が明確でないものにつきましても均等割の最低税率の5万円が適用されるということになりました。そのことで1号法人として規定しております。

この表中の1号法人の中で、イとしましては公益財団法人や公益社団法人、ロとしては人格のない社団等、ハは一般社団法人や財団法人ということで、二、ホとそれぞれに1号法人を明確にして改正されております。また、今までは1号法人を9号法人として、順列を変えて今回改正になっております。また、その法人の区分の欄の文言の整理もそれぞれ115ページにわたりまして整理されておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、116ページをお開きいただきたいと思います。

今回第34条7として、寄附金税額控除について定めておりますが、今回団体等への寄附金税制の拡充や、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しによりまして、第1項では寄附金控除対象限度額を総所得金額の30%に引き上げ、寄附金が5,000円を超える場合、超える金額の100分の6、6%相当額を所得割額から控除し、控除額が所得割額を超える場合は、所得割額に相当する金額を限度として税額控除するという内容のものでございます。

それで、第1号としては都道府県や市町村等に対する寄附金が対象になります。第2号では社会福祉法に基づく共同募金会や日赤に対する寄附金等を寄附金控除対象としております。なお、今後住民の福祉の増進に寄与するものとして、県や町等が条例により対象となった団体を指定したことによって、寄附金控除等が対象となった場合には、その団体等が追加されるというようなことになろうかと思えます。

次、117ページから118ページの第2項の改正ですが、こちらにつきましては、地方公共団体に対する寄附金控除の中の特例控除について定めておりますけれども、特例控除の額の上限につきましては、個人住民税の所得割の1割を上限とし、第1号では表中の上記金額、こちらは限界税率を定めるものですが、それに応じまして下記控除割合によって積算した特例控除額を上乗せして税額控除をするものということでございます。第2号及び第3号につきましては、特例に関する控除内容ですが、イの山林所得、また、課税退職所得等がある場合の分離課税、それらによる例外措置を明記しております。

今回の寄附金の改正規定によりまして、平成20年1月1日以後の寄附金等が適用されます。それで、3月15日までの申告により、寄附された住所地で申告をして、そこで税務署とか町でもいいんですが、平成21年度以後の個人住民税から税控除されるということになります。所得税につきましては、その年度で控除されるというふうになります。

次の119ページの第34条の8の外国税額控除から121ページの第36条の2の第6項までにつきましては、追加条文等による条文の繰り下がり、文言等の整理を行う内容でございます。これにつきましては、申告の際に寄附金税額の控除を受けるよう明記しているということでございます。

続いて、121ページをお開きいただきたいと思います。

第38条の個人の町民税の徴収の方法の改正につきましては、今回47条の2、47条の5で仮特別徴収が定められたことによりまして、関係条文の追加、次の41条の改正につきましても、年金等からの特別徴収をするに当たって、納税通知書に記載すべき納付額について明確に記

載した条文を追加しているものがございます。

次の122ページの第44条から124ページの第47条の2項までの改正につきましては、町民税の特別徴収等が導入されたことによりまして、文言の追加、整理による改正内容となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、125ページをお開きいただきたいと思います。

125ページの第47条の2の新たな条文の追加の改正につきましては、公的年金等に係る、所得に係る個人の住民税の特別徴収ということで、同条の第1項では、新たに特別徴収対象者となった年齢65歳以上の対象年金所得者の方は、前年中の公的年金等からの所得に係る所得割及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額を、10月1日から翌年3月31日の間に支払われる年金から特別徴収の方法で徴収すると明記しております。ただし、次の第1号では1月1日以後引き続き町内に住所のない方、第2号では年金給付年額が18万円未満の方、第3号では老齢年金等の支払いを受けないと認められた方につきましては、徴収することが著しく困難ということで除かれまして、普通徴収となるということをそれぞれ定めているものがございます。

続いて、126ページをお開きいただきたいと思います。

第47条の2の2項では、給与所得及び公的年金等の所得以外の所得がある場合は、それにかかわる所得割額も特別徴収税額に加算して特別徴収すると定め、第3項におきましては、4月1日から9月30日までに納期到来するものにつきましては、普通徴収の方法で徴収することにしております。この条項につきましては、新たに公的年金から特別徴収をするという方々が該当になる条文でございます。

次の第47条の3では、特別徴収義務者は特別徴収対象年金給付の支払いをするものとして、年金保険者と定めております。同じく47条の4の第1項では、年金保険者が支払回数割特別徴収税額を翌月の10日まで町の方に納入することを義務づけております。同じく第2項では、支払回数割特別徴収税額は所得金額に係る特別徴収税額を10月1日から翌年の3月31日までの年金の支払回数、3回となるわけですが、3回で割った金額としております。

次の127ページの47条の5につきましては、前年度から特別徴収の対象になった方の場合の規定でございます。第1項では、前年の10月1日から翌年の3月31日までに支払回数割特別徴収税額が徴収されていた場合、4月1日から9月30日まで前年の所得割額と均等割額を仮特別徴収税額として特別徴収するという規定になっております。

次の127ページから128ページまでの第2項及び第3項につきましては、既に仮徴収された

納税者については、仮特別徴収税額を控除した額を特別徴収することの規定というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、128ページの第47条の6につきましては、年金に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰り入れですが、第1項では、地方税法の規定で特別徴収の方法でできない場合普通徴収で徴収するということを規定しまして、第2項では、特別徴収対象年金所得者に未納徴収金がある場合には法の規定によりまして未納徴収金に充当することができるとしております。これらにつきましては、国民健康保険税の方の特別徴収と同様な改正というようになっております。

次に、129ページの第48条の法人の町民税の申告納付から135ページの第131条第5項までの条文中の改正につきましては、法人名の変更や文言等の整理による改正となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、135ページの附則、第4条の2の公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、今回の公益法人制度の改革に合わせまして、個人が公益法人等に対し、公益の増進のために財産等を寄附した場合、譲渡所得が非課税となりますが、公益法人等が本来の公益事業に供しなかった場合、寄附した個人に課税される、不合理になる場合があります。この特例課税者をその際寄附者個人ではなくて、承認取り消しとなる譲渡を行った公益法人を個人とみなし、所得税を課税するという内容になっております。

次に、136ページの第5条の個人の住民税の所得割の非課税の範囲等から138ページの第7条の3、第3項までの改正につきましては、条文の繰り下げと文言の整理、また、ことしの申告から町民税の住宅借入金等特別税額控除制度が導入されたことによりまして、控除申告書の提出等の延長等を規定しております。

次に、138ページをお開きいただきたいと思います。

第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を規定しておりますが、1号の課税山林所得金額から5号までの先物取引に係る雑所得まで、そちらの方の寄附金税額控除におけるそれぞれの特例控除額の特例を定めている条文でございます。

次の139ページの第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例から142ページの第10条の2、第6項までの改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長、耐震や耐火等、住宅等にかかわる申告等を定めております。課税特例を平成22年3月まで延長し、また、関係法令条項の改正、条例条項の繰り上げによる改正となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、142ページをお開きいただきたいと思います。

第10条の2の第7項の改正につきましては、平成20年4月から平成22年3月まで省エネ改修工事を行った既存住宅の場合、固定資産税額の3分の1の減額措置が講じられた改正になっております。そのことにより、町長に提出する書類等の記載事項等を明記しているものでございます。

次の143ページ、第16条の3の新たな追加条文につきましては、第1項では上場株式等の配当所得に係る町民税の特例を定めておりますが、上場株式等の配当所得等に係る税率は、金融所得の一本化に向け、平成20年12月31日をもって軽減税率10%が廃止になりました。ただし、特例措置として平成21年1月1日以後平成22年12月31日までの間に支払いを受けるべき配当割の税率につきましては、3%の軽減税率を適用するという特例措置が講じられましたことによって、課税の特例が記載されております。

第1項につきましては源泉分離課税。第2項につきましては相互課税、第3項につきましては読みかえ規定がそれぞれ143ページから144ページまで記載されておりますので、よろしくお願いたします。

次の145ページの第16条の4の土地の譲渡等に係る課税の特例から148ページの第23条の2までの条文中の改正につきましては、税額控除に係る条項の追加、寄附金控除が創設され課税計算の変更、関係条文の新規改正に伴う条文の繰り下げ、附則等の改正により条項等の改正になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、149ページをお開きいただきたいと思います。

第23条の5につきましては、配当等に係る町民税の所得計算の特例ですが、今回平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、納税義務者の選択により相互課税と申告分離課税のいずれかを選択することになりました。という事情から、第1項ではその配当等を源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当所得等の配当所得の計算は、他の配当等に係る配当所得金額と区分して行うということに規定しております。

第2項以降につきましては、その記載事項を定めているという改正になっておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、150ページの第23条の6につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除について定めておりますが、平成22年度以後の各年度分の個人住民税について、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額と、申告分離課税を

選択した上場株式等に係る配当所得との間で損益通算を行うことが可能になりました。ということで、ここで損益通算について記載しております。その1項から次ページの5項等につきましては、それに関連する改正内容というようになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、153ページの第24条から159ページの第24条の5までの条文中の改正につきましても、各種課税の特例に係る読みかえ規定、また、条文の繰り下げ、条項等の追加による改正の内容となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、159ページをお開き願ひます。

第25条では、旧民法上での法人に係る固定資産税の特例適用の申告を規定しておりますが、今回の公益制度の改定によりまして、公益社団もしくは財団法人が存続する法人が設置する施設等につきましては、非課税としております。これから5カ年をかけて法人の組みかえ等が行われるわけですが、この5年間の移行期間である平成25年度までは固定資産税は非課税としますというようなことが、25条1項、2項等でそれぞれ記載し、読みかえ規定を定めているものでございます。

続いて、159ページから167ページまでの附則関係ですが、第1条の施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしております。この施行期日がそれぞれ異なっております。このことにつきましては、関係改正法令の適用年度、それらがそれぞれ異なっておりますので、施行期日が違うということになっております。この記述につきましては、それぞれ集約しながらご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、第1条第1号関係の改正規定につきましては、附則の第24条の4の改正規定、これにつきましては、条約適用利子と、及び条約適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例、あと、第2条第23項につきましては、これの規定につきましては、平成21年1月1日を基準日として申告賦課時に対応するというようになっておりますので、施行期日につきましては、平成21年1月1日というようにしております。

続いて、第2号関係ですが、第19条としては税金または納入金に対する延滞金ということで、こちらにつきましては平成21年度の課税から適用されるということで、施行期日は平成21年4月1日というようになっております。

次の3号関係の改正規定につきましては、附則の8条第1項以下、肉用牛の売却に係る町民税の課税の特例、こちらにつきましては、平成21年1月1日以後に適用するというように

なっておりますので、期日が平成22年1月1日というようにしております。

それで、第4号関係につきましては、この第23条第1項株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例ということで、こちらにつきましては住民税は平成22年、23年度に適用するということになっておりますので、施行期日は平成22年4月1日というふうになっております。

次の第5号関係につきましては、第51条町民税の減免、第56条固定資産税の納税義務者等ということにつきましては、施行期日につきましては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日が、平成20年12月1日というようにしておりますので、この日が施行期日となっております。

次の附則の第2条の個人の町民税に関する経過措置、あと、165ページの附則の第3条の法人町民税に関する……。

議長（伊藤一男君） 税務課長、説明もっと時間かかりますか。（「あと1分ぐらい」の声あり）では、続けてください。

税務課長（小林 功君） 次の167ページの第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置に関する改正規定ですが、この2条、3条、4条につきましては、公布の日から施行するというふうになっておりますので、集約してご説明申し上げましたが、そういう附則内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

以上ご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。（「はい」の声あり）

これで休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後00時02分 休 憩

〔午後00時02分 20番 大沼惇義君 退場〕

午後 1時00分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、議案第6号を議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 税務課長が一生懸命説明してくれたんですけども、わかったのは「よろしく願いします」という言葉だけで、全然わかりませんでした。

いろいろこうあるわけですが、この中で一つ、寄附金税額控除、この寄附金のことについてだけお伺いしたいんですけれども、私たちの町でも今度はこのことにいろいろ取り組んで、さくらに関してどうのこうのと、こういうふうに言っているわけですが、例えば私が仮に200万円なら200万円の税前の金額ができた。それで、税金が20万円あったというときに、わかりやすい数字で言うわけですが、大体税額10%ぐらいですね。そうすると20万円から、私は例えば岩手県の盛岡に5万円を寄附したい。これは町の申告のときにできるかどうか。それから、その5万円のやり方とか、そういうのができるのか、簡単に申告に教えてもらえるのか、手続なんかもできるのかどうかをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 1点目の条例の説明のあり方等々でございますが、条例等の詳細説明のあり方につきましては、概要書等をまとめまして事前に議員さん方に配付させていただきまして、その条例の趣旨並びに概要を説明させていただくと。それで、わかりやすい説明にかえてその条文の対照表の朗読的なものは省略させていただきたいというふうに、今後思っております。

ただ、全部が全部ではございませんで、税条例並びに給与等に関する条例とか、なかなか詳細にわたる部分のみというような形にはさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。9月の議会からそういうような対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤一男君） 2問目……。はい。

10番（我妻弘国君） そうすると、ちょっとこの寄附金控除のことも、かなり面倒みたいなんです。それで、例えばこれは町で寄附金をやったときの、では、これはどういうふうになるんだと言ったら、実は住民税と何とかしかできません。これは税務署でなければできないんだとか、大変煩雑なことらしいんですね。

ですから、今総務課長が言われたように、我々にもわかりやすい、そういう図面でも図式でもいいですから、そういうふうな流れを書いてもらって、わかりやすく説明していただければいいんじゃないかなと、こう思います。きょうはこれに沿って流れを説明してくれと言っても、かなりの、私今ちょっと課長とお話ししてきたんですけれども、面倒だなと。恐らく1回話を聞いてわからないのではないかなと、こう思いましたので、もしできれば、そのようなことは紙に書いてわかりやすくできるのであれば、そう説明していただければと思いますけれども、いかがですか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） 私の方でも詳細説明をしている間、自分自身でもなかなか理解できなくなりますし、当然議員さん方も大変かなと思いますし、私も時間が限られているものですから、取り急ぎ説明申し上げて大変申しわけありません。常々この税条例の改正とか、その辺につきましては、工夫をしなければちょっとわかりかねるかなというようなことを前々から感じておりますので、総務課長の方からもそういうふうなお話もありますので、今後そういうふうに変えていきたいと思えます。

この寄附金控除につきましては、いわゆる1月1日から12月31日まで、例えば私が東京都に寄附をしたと。そうしますと、東京都の方から領収書が送られてきます。その領収書を持って、翌年の3月15日、これは申告の最終日ですけれども、それを持って税務署で申告をしますと所得税の軽減、あと住民税の方の軽減、あと特例控除という三つの軽減措置があります。それで、すべての軽減措置が受けられるという内容です。ただし、町での申告をしますと、国税である所得税の方が軽減されないというような内容になっておりますので、その辺はこれからのいろいろな広報紙等を通じましてお話をしていきたいと思えます。

先ほど200万円の20万円のいわゆる町県民税が引かれますよという内容のものにつきましては、いろんな人的控除とか、あと引かれる控除、それらによっても、その人その人で、例えばAさんとBさんが5万円寄附したから同じく引かれるということでもありません。というのは、所得金額が扶養者が何人かいる、あとBさんは扶養者がいない、そういうことにもよって限界税率というものがあまして、それでパーセントが違いますので、その辺が、私は今700万円で奥さんと子供2人がいるという方の手元にあるんですが、必ずしもこれはそれに合致するかどうかわかりませんが、この方の場合は4万円を寄附した。そこから還元額が5,000円ですから、前は10万円でしたね。ですから、町の方に寄附しても10万円、還元額が10万円ですから、全然控除されなかった。今度は5,000円ですから、4万円から5,000円引くと、残った3万5,000円が税額控除を受けられるという内容でございます。この3万5,000円の中には、さっき言ったように町県民税の1割とか、所得税の1割、あと限界税率を拡大、これで3万5,000円というような細かい内容になっておりますので、そういう状況でございますので、なお詳しくは、税務課の方においでいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。はい。

10番（我妻弘国君） そういうふうに言われても、とにかく要は詳しく知りたいときには税務

課に行って勉強しろと、そういうことだそうですから、そういうことですね。私が希望しました図面で書いていろいろこういうふうな場合とか、よく国保とかの計算式がありましたね。あんなようなのでわかれば、今度国保がこういうふうになりますよと。例えば5%上がるときはこういう、例えば子供2人がいる、子供1人がいる、年収が幾ら、そういうような、あんなのがあればいいかなと、こう思ったんですけれども、どうにもできないとなれば、やはり税務課に行って1日ばかりで勉強しようかと、こう思いますけれども、いかがですかね。勉強しに行ってみるか。

議長（伊藤一男君） 税務課長。

税務課長（小林 功君） それでは、先ほどちょっとお話ししたんですが、市町村等に寄附した場合の控除額の計算方法ということで、この方は給与収入が700万円です。夫婦と2人の...。...。それでは、これどうしますか。後でこれをお渡ししたいと思いますんですが、この方の場合、渡った後にちょっとあれでしょうけれども、所得税の限界税率が税率10%というふうになります。この方の住民税所得割が29万3,500円という.....。（「わかんないとき、税務課に行くから」の声あり）では、そういうことにさせていただきます。

あと、先ほど町の方の申告で、確定申告をすれば該当になりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（伊藤一男君） 日程第9、議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、柴田町国民健康保険税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分をしたものでございます。

改正の主な内容は、後期高齢者医療制度の創設にあわせて、75歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者の保険税が従前と同程度となるよう、低所得者や単身世帯となる者などに対しても、一定期間軽減、減免措置が受けられるよう所要の措置を講じるものです。

また、国民健康保険税における課税限度額を、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定し、基礎課税額に係る限度額を47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12万円と規定するものです。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

税務課長（小林 功君） それでは、詳細説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、地方税法等の一部改正により、今回国保税条例の一部を改正する条例の専決処分をし、承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な点につきましては、今までの課税限度額のうち、基礎課税額の56万円が47万円に、新たに後期高齢者支援金等課税額が設けられまして、課税額が12万円と規定されております。そして、後期高齢者医療制度への移行にかかわる軽減措置として、特定世帯以外の世帯と、国保に1人だけ残る単身世帯を特定世帯として分け、特定世帯の場合は、5年間世帯別平等割が半額となる軽減措置が講じられております。

それに伴い創設されました後期高齢者支援金等課税額の所得割、資産割、均等割額、あと世帯別平等割額については、改正前の基礎課税額の税率、税額を両課税額に案分し、課税額

等が負担にならないよう、率と課税額に改正しております。その率、課税額等につきましては、この後の改正条文の中にそれぞれ記載はされておりますが、お手元に配付しております国民健康保険税条例の一部改正に伴う資料ということで、現行と改正案というふうなことで、率、課税額が記載されているかと思えます。

今現在は、基礎課税分だけが所得割、資産割、均等割、平等割ということで、率、額が記載されておりますが、改正案ではこれが基礎課税分と、後期高齢者支援金の方に分かれている、案分されているという内容になっておりますので、例えば所得割現行が100分の8.60、これが改正案では100分の6.85、1.75引き下げになりましたが、それにつきましては後期高齢者支援金等の所得割の方に引き下げた分が来ております。あと資産割額、100分の33が改正案では100分の26.29、これが後期高齢の方の資産割額100分の6.71にきていると。あと均等割2万9,500円が改正案では2万3,500円、これが後期高齢の6,000円に行っていると。あと世帯別平等割の3万2,500円が2万5,900円に改正され、後期高齢の方に6,600円行っているというような内容の改正が主たる内容でございます。

それで、今回の特定世帯というのが新しい用語として出ましたが、この後期高齢者の方、あと基礎課税分の方の平等割額のところに、基礎課税分の平等割額の2万5,900円の下に1万2,950円、この特定世帯がいわゆる平等割額の半額にしますよと。これは5年間半額にしますよというふうな経過措置が設けられました。あと、後期高齢者の方の平等割額6,600円が3,300円に半額にされましたよと。こちら5年間の軽減措置というふうになっております。

下の表につきましては、こちら軽減措置ということで、一番上がこれは7割軽減世帯でございます。あと真ん中が5割軽減世帯、あと一番下が2割軽減世帯ということで、こちらの金額も、例えば7割軽減の一番上の基礎課税分、現行が2万650円になっておりますが、改正案としては基礎課税が1万6,450円で、その引き下げた分4,200円が後期高齢者の均等割に行っていると。あと基礎課税分の平等割の2万2,750円が1万8,130円に改正されまして、その差額4,620円が後期高齢の方に行っているというような内容でございます。そして、基礎課税分の平等割額、いわゆる特定世帯分につきましては1万8,130円の半額ということで9,065円。あと後期高齢者の支援金等につきましても、平等割4,620円が半額の2,310円というふうなことで、特定世帯の方にこのような半額の軽減措置を設けていると。その後の5割軽減、2割軽減につきましても、そのような改正内容で今回率、額を改正しているわけでございます。

ということで、現行の基礎課税額分を今回の改正案によりまして、後期高齢者の方にいわゆる案分して課税しておりますので、課税額等には負担がかからないように今回改正してい

るといようなことが、今回の改正内容でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、条文の改正内容につきましては、第2条の第1項からそれぞれ今ご説明申し上げましたように、174ページ、175ページ、そちらに記載されております。176ページからでもすね、それぞれ文言の改正、あと180ページから182ページ、こちらにつきましては、先ほどお話ししました7割軽減、5割軽減、2割軽減の改正条文でございます。そのほかに、183ページの第25条の2の3号なんです、こちらの規定条文はどのような内容かといいますと、国民健康保険じゃなくて別な社会保険とか、ここに書かれていますけれども、船員保険とか国家公務員とかから入られた方が今まで負担がかからなかった方がかかるようになる、それでは不都合でしょうということで、こういうイと口に該当する方々につきましては、2年間所得割と資産割が免除、そして、均等割と世帯別平等割が半額となる軽減が措置されるという内容のものでございます。

以上、取り急ぎご説明しましたが、附則としましては、191ページの附則としましては、第1項としましては施行期日、この条例は公布の日から施行すると。第2項としては適用区分、改正後の柴田町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上が専決処分した改正内容となっておりますので、よろしくご承認くださいますようお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。反対の立場で討論に参加します。

今回の制度改変は国の制度変更によるもので、一連の医療制度改革、後期高齢者医療制度の創設に伴う連動したものであります。特に、今回の条例改正については、基準課税額の限度額の引き上げということも含まれております。制度としては単独の町としての国保会計を見る場合、限られた財源の中ですからやむを得ない部分があるというのは当然のことです。しかし、その根底には、国保に対する国の負担がどんどん削られていっていることに端を発しています。

そもそも国民健康保険というのは、経済的な事情で医療を受けられなくなるようなそういう人を救済する意味での制度であり、国保法第1条に述べられているとおり、紛れもない社会保障制度であります。近年は自己責任などが流布されて、相互扶助制度だといわれている部分もありますが、そうではなく、社会保障制度です。特に、現代型の貧困であるワーキングプアに陥っているフリーターやパート労働者、派遣労働者などにとって、命綱となる制度であります。そういった国民の命を守る最後のとりでとなる制度の一つである部分で、国が命を守る、国民の命を守る責任を果たすというのは当然のことであるというふうに思います。

私は、この制度を通して、国には必要な医療の負担をするべきであるということを示すべたいという立場から、今回の条例改正案について、専決処分について反対の立場で討論をいたしました。同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 10番我妻です。議案第7号の専決処分の承認を求めることに賛成討論での討論をします。

議題となりました柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、毎回同じことを申し上げますが、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、医療費の適正化の推進や保険者の再編、統合などを考えた平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されたことに伴うものであります。

この制度は、国の上位法のもとで新たにできた制度で、75歳以上の者が従来の国民健康保険から外れ、新たに創設された後期高齢者の対象になったことから、条例の一部を改正するものです。今福田内閣の首相が、福田首相が後期高齢者医療制度で政権維持ができるかどうかと言われているくらい大きな問題であります。しかし、我々地方の一団体としては、住民の健康を維持するために医療保険を遅滞なく運用、維持するために賛成討論をし、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を守っていかなければなりません。現国会で制度内容がいろいろ変わるようではあります。反対することで運用ができなくなるのでは住民に大きな痛みを与えることになります。

最後に、制度改革による医療制度の欠陥を地方自治団体に及ぼすことのない改善努力を各政党に要望し、賛成討論とします。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第10 議案第8号 町道路線の変更について

議長（伊藤一男君） 日程第10、議案第8号町道路線の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号町道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

二本杉町営住宅の建てかえ事業にあわせて、地区内の道路改良を実施しており、道路改良に伴う3路線について、町道路線の変更を行うものです。

変更する路線は、町道北船岡14号線、町道北船岡20号線、町道北船岡25号線で、起終点を変更するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では、詳細説明させていただきます。

お手元のまず資料をごらんになっていただければと思います。

平成20年第2回定例会議案第8号関係資料という図面でございます。この図示してありますとおり、北船岡14号線、20号線、25号線につきましては、北船岡の建てかえ事業に伴いまして路線整備を図ってございます。それに伴う起終点の変更ということで、北船岡14号線については起終点は記載のとおりでございますが、幅員、延長については、前の169.2メートルが100メートルということで延長が変わってございます。

続きまして、北船岡20号線については、起終点の方で旧と新とごらんになっていただくとわかるんですが、起点側4-124、新が4-122になっていますが、これについては、前の旧の方の表示が間違いだったということでございますので、正規の地番に今回訂正させていただきました。延長につきましては、113.8メートルから155.6メートルでございます。幅員については同じでございます。

次に、北船岡25号線でございますが、起終点の方の終点側は同じですが、起点側が変更になっているということで、延長が74メートルから116.3メートルということになっております。ただ、幅員構成もいずれも3.3メートルだったんですが、今回につきましては道路整備完了部分等もございますので、3.3メートルから12メートルということの内容の変更でございます。

議案書の193ページをごらんになってください。

町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更をお願いするものです。

内容については、ただいま申し上げましたので、よろしくご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号町道路線の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 町道路線の認定について

議長（伊藤一男君） 日程第11、議案第9号町道路線の認定についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

今回、船岡工業団地内の道路である3路線について認定を行うものです。昭和40年から60年代にかけて、第一海軍火薬廠跡地に仙南木工共同組合、仙南機械金属工業共同組合などの企業が進出し、いずれの道路も町名義の公衆用道路として利用に供されていましたが、現在は町道としての要素が強いことから認定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では、詳細説明申し上げます。

もう1枚の配付してございます第9号関係資料を最初ごらんになっていただければと思います。

場所につきましては、ただいま町長が説明申し上げました船岡工業団地内ということでございます。この路線につきましては、昭和48年に柴田町が都市計画法に基づく用途指定を行いました。その前に、用途を指定いたしますと、当然住居圏の地域におきましては、既存工場並びに工場とか、あと店舗等々も入るんですが、原動機を使うようなものについては不適合な建物の取り扱いになるということもございまして、町においては船岡工業団地の方に大規模工場の移転並びに建具屋さん等々も入るんですが、原動機を使う住居地域内における家内工業等々の皆さんに対して、誘致、移転をお願いした経緯がございます。それに基づいて、現在のような形になっておりますので、今回地番そのものの底地が柴田町ということもございまして、町道の取り扱いで維持管理してまいりたいということでございます。

図面の方をごらんになっていただければわかるのですが、まず、町道八入14号線でございますが、昔はこの部分が木工団地というふうな位置づけでございまして、延長が137.2メートル、幅員が6メートルから10.4メートルという内容でございます。

次に、八入15号線でございますが、延長が97.4メートル、幅員が6メートルから9メートルということで、これについても自動車の貨物関係の業者をここに移転させたということで、町の方で今現在も普通財産で管理してございます。

次に、八入16号線でございますが、これについては金属工業団地ということで、延長が115.1メートル、幅員が7.3メートルから9.2メートルという内容でございます。

次に、議案第9号をごらんになってください。

町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 柴田町地域活動支援センター条例

議長（伊藤一男君） 日程第12、議案第10号柴田町地域活動支援センター条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号柴田町地域活動支援センター条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年4月より障害者自立支援法が施行され、新しい仕組みのもとに障害者の自立と社会参加を進める障害者福祉サービスが実施されています。市町村の地域生活支援事業の一つとして、障害のある方を施設に通わせ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図る事業がありますが、この事業を行う施設が、地域活動支援センターになります。

従来からある障害者小規模作業所につきましては、障害者自立支援法の制度のもとに新たなサービスに移行しなければならないことから、「しらさぎ共同作業所」の増改築を行いバリアフリー化し、従来のサービスを継続する形で地域活動支援センターとして設置するに当たり、今回、この条例を制定するものでございます。

また、地域活動支援センターの管理につきましては、専門的なマンパワーの確保も必要なことから、民間の能力活用とサービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入についても規定しています。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） それでは、議案第10号柴田町地域活動支援センター条例について詳細説明をいたします。

ただいま町長が提案理由でご説明申し上げましたが、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業で、障害のある人が通い、創作的な活動または生産活動の提供、社会との交流促進等を図るための地域活動支援センターの設置が求められております。従来から行われておりましたが、障害者小規模作業所につきまして、障害者自立支援法による制度改正によりまして、新たな事業へ移行しなければなりません。期限つきの補助制度も平成20年度までであります。

そこで、これまで小規模作業所が行ってきたサービスを地域活動支援センターの3型に移行し、障害のある方々に対しまして継続的なサービスを提供することといたしました。施設につきましては、柴田町精神障害者小規模作業所、しらすぎ共同作業所を現在地におきまして増改築工事を行いまして、バリアフリー化し、地域活動支援センターとするものであります。管理運営につきましては民間の能力活用、サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入いたします。

以上のことから、柴田町地域支援センター条例を制定するものであります。

それでは、議案書197ページをお開き願います。

柴田町地域活動支援センター条例を次のように制定する。

第1条、趣旨でございます。

この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設置及び管理に関し定めるものであります。

第2条につきましては、第1項において障害者及び障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センターを設置するものであります。

第2項では、センターの名称と位置を定めております。名称は、柴田町地域活動支援センターしらすぎ。位置については、柴田町船岡中央二丁目3番45号とするものであります。

事業ですが、次ページをお願いいたします。

第3条において、センターが実施する事業を規定しております。

第1項では、法第77条第1項第4号に規定する創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業。

第2項では、前号に掲げるもののほか、障害者の福祉の向上を図るために必要な事業とするものであります。

第4条において、指定管理者による管理を規定しております。今期につきましては、地方自治法第244条の2第3項とするものであります。

第5条において、指定管理者の行う業務を規定しております。第1号に、第3条に規定する事業の実施に関する業務。第2号に、センターの施設及び設備の維持管理に関する業務。第3号に、前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務であります。

第6条において、指定管理者が行う管理の基準を規定しております。指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則、その他町長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならないものとするものであります。

第7条において、センターの開館時間は午前9時から午後4時までとするものであります。ただし、指定管理者は特に必要と認めるときは、町長の承認を受けて開館時間を変更することができるものとしております。

第8条において、センターの休館日を規定しております。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、町長の承認を受けて休館日を変更することができるものとしております。

次ページをお願いいたします。

第1号に、日曜日及び土曜日。第2号に、国民の祝日に関する法律に規定する休日。第3号に12月29日から翌年の1月3日までの日。

第9条でございますが、センターを使用できる使用者の範囲及び定義を規定しております。第1号に、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児で、町内に居住する者。第2号に、前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者。

第2項に、定員をおおむね20人と規定してあります。

第10条に、センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長に申請し、登録しなければならないとしております。

第2項において、町長は、登録をする場合において必要な事項を審査し、登録の可否を決定し、その旨を通知しなければならないとしております。

第3項において、指定管理者は、登録者についてセンターを使用させることができるものとしております。

第11条において、町長が登録の取り消しを行う条件を規定しております。第1号に、登録者が第9条の要件に該当しなくなったとき。第2号に、登録者がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。第3号に、センターの管理上支障があるとき。第4号に、前3号に掲げるもののほか、登録者としてふさわしくないと町長が認めるときとしております。

次ページをお願いいたします。

第12条は、使用の制限を規定しております。第1号に、伝染性疾患を有するとき。第2号に、疾病または傷病のため入院治療が必要なとき。第3号に、他の使用者の妨害または迷惑となる行為をしたとき。第4号に、前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるときであります。

第13条において、センターの使用料を規定しております。使用料は無料とします。ただし、事業の実施に伴う原材料費の実費は使用者の負担とするものであります。

第14条において、使用者が故意または過失によりセンターの施設設備または備品を損傷、汚損または亡失したときは、原状に回復し、または損害を賠償しなければならない、損害賠償等を規定しております。

第15条は、規則への委任を規定しています。

附則としまして、この条例は、平成21年1月1日から施行する。

第2項、柴田町精神障害者小規模作業所条例は、廃止する。

第3項としまして、準備行為であります。次ページをお願いいたします。

第4条の規定による指定管理者の指定の手續等の行為は、この条例の施行の日前において行うことができるものとする定められます。

なお、柴田町地域活動支援センター規則も参考までに配付させていただいておりますので、センターの使用に当たっての申請書等の用紙等の定めであります。

以上でございます。よろしくごお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 地域活動支援センターになることによって、今のしらさぎ作業所とどういふふうになるのか。従来と大きく変わる点はどこなのか。それは、町にとって大きく変わる点、それから利用者にとって大きく変わる点は何なのか。

それから、専門的なマンパワーの確保が必要というふうにここで説明を受けましたけれども、どんな専門性を有する人を指定管理とするつもりなのか。そこで働く人は何人なのか。

それから、しらさぎ作業所は精神障害者だけでしたが、この地域活動支援センターとなると、3障害をやはり引き受けることになるのかどうか。

それから、実利用者数をどう見積もっているのか。おおむね定員は20名ということでしたが、実利用者数はどのようにお考えなのか。

それから、指定管理になった場合、町はその指定管理者の行う事業に対してどこまで介入

できるのか。

それから、町の保健師とのかかわりはどうなっていくのか。以上です。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

先ほどから説明申し上げますが、従来といいますか、今までですと、町が事業を運営する任意の共同作業所です。今後考えて、これからのことを考えていますのは、障害者自立支援法、法の定める活動センターということになりますので、今までですと町の単独事業ですので、すべて町の費用といいますか、今度法の定める施設になりますと、国県の補助対象になってきますので、その財政支援が受けられるというようなことになりますので、将来的な長期安定的な運営につなげていけるのかなというようなことを考えてございます。

専門性、指導員の方かと思いますが、この条例では、その指定管理者というようなことで予定してございますので、指定管理者になっていただける事業者につきましては、長年の障害者の方の事業の運営の歴史、伝統、経験、ノウハウを持つ事業所を考えてございますので、利用者にとっては、経験からノウハウを持ったそういう専門的な知識も経験も豊富な方に指導に当たっていただけるというようなことを期待していますので、利用者にとってはよりよき居心地といいますか、居場所の向上にはつながるのかなというようなことを期待したいと考えてございます。

3 障害云々というようなことの質問でございましたが、この法の定める施設になりますので、法が言っているその3 障害区別なく利用できる施設というようなことでとらえざるを得ないとは考えてございます。

実利用者というようなことでございますが、現在しらさぎ作業所には、登録していただいている方が27名程度いますが、実際に実利用者は毎日通って利用してくれている通所の方々は、平均十四、五名の方になります。

続きまして、指定管理者と町との関与でございますが、これからその手続を進めてまいります。その指定管理者に対する町の考え方、仕様書を作成します。町としてはこれこれ云々というようなことで、それを満たしてくれる内容をきちんと提案していただける方に指定管理をお願いするようになると思いますので、その仕様書においてきちんとその辺はうたって契約に臨もうとは考えてございます。

保健師とのかかわりということでございますが、当然同一敷地内ですので、しらさぎとこの庁舎は同一敷地内にありますので、その辺で良好な関係には、関係はもう指定管理に任せ

のだからと任せっきりというようなことがないように、その連携だけはきちんと保ちたいとは考えてございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） まずは人数の方なんですけれども、そうすると、おおむね20人とこちらにありましたので、実際には3障害受け入れる形ではあるけれども、ほぼ今のしらさぎ作業所を今利用している人がそのまま利用すると考えているわけですね。というのは、人数が登録が今27名で、実利用者が11名であれば、地域活動支援センターの3型というのは、実利用者人数というのは10名程度ですよ。そうすると、実際にはしらさぎさんに頼っていた人以外は、余り受け入れられないと考えていいですよ。それであればいいんですが、3障害一応受け入れることにはなっているけれども、知的障害や、特に知的障害の方と精神障害の方というのはなかなか相入れないというか、かなり難しいんですよ。ですから、3障害どなたでもいいですよと言った場合に、例えば知的障害の方がたくさん入ってきて、そうすると、今までしらさぎ作業所に入っていた人が入れないという状態になると、今度は行き場がなくなってしまうということがあるので、ちょっとそこが心配だったんですね。ただ、人数だけ見れば、そうすると今のどこかにもありました継続するというような形で持っていくんだと思っていと思うので、確認はとっておきたいと思います。

それから、先ほどどんな専門性を有する人かという質問に対しては、知識、経験の豊富な人という答弁だったんですが、実際に町内、もしくは仙南地域に精神障害の方への対応の仕方に対しての知識、経験の豊富な方っていらっしゃるのでしょうか。どのような方を想定しているのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、町が介入できるのかに対しては、仕様書を作成するのということでしたが、やはり敷地内にあるということもあるので、保健師さんはかかわっていないと、何て言うんでしょうか、切り離された中でやっているとやっぱりだめだと思し、それと、その事業に対してもやはり町が口を挟めないとなると、どこかの施設に任せて、そちらだけで進んでしまうと、見えない状態かどうか、同じ敷地内であっても見えない状態になるとやはり困るのではないかなと、そういう場面が出てくるかなと思うので、保健師さんがかかわってさえいればそれは見えることだと思うので、幾ら指定管理者になってもやはり行き来のできるような、最初に契約を結ぶときにきちんと保健師との連携はとるという1項をきちんと入れておいた方がいいと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

それから、本来3障害であれば、例えばもみのき園の方がここに入ってくるということも本

来は可能だとは思いますが、ただ、町とすればこの3型でいくという考え方からすれば、きっと、しらさぎさんしか受け入れられないだろうと。そうすると、もみのき園との関係というのは、特に今回の場合は考えていないわけですね。もみのき園の今通っている人たちが入ってくるということを想定はしていないわけですね。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

内容が多岐にわたってございまして、定員の考え方なんですけど、あえておおむねという表現を使わせていただきました。といいますのは、定員20人としますというようなことであれば、では、申請があったときに21人目ですから断りますというようなことが、果たしてこういう施設がその利用の仕方ではよろしくないのではないかというようなことで、ある程度弾力的に、20人超えても1人、2人ぐらいなら面倒を通常認めるべきではないかとか、その辺で定員等の考え方を幅を持たせたといいますか、弾力的な運営をしたいというような考え方から、おおむね20人というようなことで表現させていただきました。

しらさぎさんに今の通所の方々が十四、五名でございます。今回の条例できちっとうたうということは、3障害を区別するなというのが法の趣旨ですので、門戸を閉ざすわけにはいきません。ですから、来てみたいという方は、試し入所とか、いろんな手法があろうかと思えます。やっぱりだめだねということになるか、いや、通ってみたいということになるか、その辺はこれからのことですので、ちょっと予想はつきにくいわけなのですが、原則的には法の定めるセンターですので、門戸は閉ざせませんので、3障害皆さんが集える場所というようなことでは、そういうPRというか、看板は掲げざるを得ないと思いますが、当分の間はほかの方がなかなか入りづらいのかなということは、現実そうなのかなというようなことは考えています。

専門職の確保ということでございますが、別に今回のしらさぎということをぬきにしまして、私は仙南地域でいろんな虹の園とか、あとは旭園と、いろんな施設、ほかの用事で回ってございまして、いろんなその辺の情報収集には努めているつもりで、いろいろお話を聞きますと、しらさぎの今の場合ですと、障害的には精神というようなことではございますが、ほかの施設では知的の方とか、いろんな障害をお持ちの方のケアといいますか、支援、介護とか、いろんなことをしていらっしゃる施設がいっぱいあるものですから、今回のその指定管理者の選び方につきましては、提案型といいますか、うちはこういうサービスができるよとか、その辺もいろいろこれから工夫して、指定管理者の選定には努めてまいりたいと考えてござ

います。

確かに、心にもちょっと病んでいらっしゃるというか、そういう方が日常活動しているものですから、体の不調、変調はいつ起こるかわからないということは承知してございますので、仕様書の段階、あるいは契約の段階でも、きちんと町、保健師との、何かあったときとか、なくてもきちんと連携をとるようにというようなことは、何とかその辺は担保したいなどは考えてございます。

もみのき園関連ですね。今後もみのき園をどのようにするのかと。先ほどお話し申し上げました3障害、別に障害にかかわらずに利用できる施設ですので、ですから、先ほど言ったように、通ってみたいという方につきましては、別に何らその制限は考えていませんので。というようなことでよろしいでしょうか。

職員数につきまして、法的には3型ですと、1人常駐といいますか、専従というようなことで、1人ではできませんので、現在補助的な指導員の方々3名ですので、3名で今度のサービスを提供するのに、今までですと、このの方々だけのお世話でよかったんですが、これからは門戸を広げまして、3障害を同時に受けますよというようなことであれば、その必要な人員の体制が適正な規模はどの程度なのか、おおむね20人に対して何人ぐらいが必要かということは、これからきちんと精査して、つくべき指導員の数を精査の上対応してまいりたいと考えてございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今までのしらさぎ作業所は町の単独事業だったけれども、地域活動支援センターになれば、国県補助金がもらえるということでしたが、実際に3型だと150万円ですかね。そうすると、実際に今町が行っているのよりも、委託料とすればかなり払うことに、補助金がもらえるにしても、むしろ持ち出しはふえるかと思うんですが、その委託料についてはどのようにお考えなのでしょうか。

それから、その専門性というところが私もよくわからないんですけれども、実際に各施設に本当に数少なくその精神障害の方に接している方はいるかと思うのですが、そういう方を町が完全に常駐として引っ張ってこれるものなのか。指定管理ですから、受けたところはきちんと、経験のない人をよこすわけではないんですが、ただ、そこがやっぱりちょっと心配な部分なんです、一番大切な、理解できて、精神障害者をきちんと理解して、そして、やはりいい方向に導いていくというか、ともに生活したりとか、そういうことのできる方というのを本当に、この近辺のと言ったら悪いんですが、施設から回してもらえるのかどうか、ち

よっと見通しがついているのかどうかだけでもお伺いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 国権の補助が受けられるというようなことで、先ほどお話し申し上げましたが、国の方の考え方も結構目まぐるしく変化しています。従来ですと、確かに議員さんがおっしゃったように、3型ですと150万円という補助というような考えだったんですが、最近そのかかる費用については、交付税で需用額で云々というような、その辺も来ていますので、これはまだ確かな情報ではないんですが、何か怪しいんです。その辺を国等々の動き等は注視していきたいなどは考えてございます。

それと、専門性云々というようなことでございましたが、今回設置しようとしている施設は、早めにこの施設で訓練、なれて、ここから早く次のステップに進んでほしいという施設です。ですから、この方でしたら、例えば指定管理者でもっているような多目的な事業、運営なさっているところが、この方でしたらうちでやっているこういう販売の方まで行けるのではないかと、次へのステップにつなぐための期間ですので、ここでずっと、逆に言いますと、助走、ならし運転、適切かどうかわかりませんが、そういう施設ですので、ここに安住してもらおうための施設ではありませんので、ホップステップのための一時期を過ごす施設ですから、次につながるところのノウハウをきちんといっぱい持っていたところをお願いした方が、ここを利用する方にとっては、かえって将来的なプラス益になるのではないかなというような考え方ですので、その辺ご理解いただければと思います。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） この施設は、入所を希望する人に制限は考えていないということだったんですけれども、先ほど白内さんがちょっと出したもみのき園の入所者、通っている人たちなんですけれども、その方たちがこのところにはどういう、例えば希望すればここにずっと来ていられますよとか、また、いや、ちょっとなじみが、先ほど課長の答弁ではここに入ってきてもなじみができないんじゃないとか、こうなると、もみのきの方はどうなるのかなと、将来はと。それをお伺いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 実は、もみのき園の今後につきまして、去年あたりからいろいろ利用者の方々と話し合いを進めてきています。しらさぎ作業所が今回この条例に基づいて法の定める活動支援センターに移行できるのは、国の設置基準上10人を超える、10人を超えないと、法の定めるこのセンターとしては認められないといいますが、法定外になってしま

います。法の定める施設として認めてもらうには、常に10人以上の利用者がいないと、というようなことで、もみのき園は残念ながら10人今は切っています。

では、法の定める施設に移行できないのかというようなことで、もう少しある程度、8月、9月ころにはその方向性を見出そうと考えてございますが、もし、もみのき園を利用してもいいというニーズがふえまして10人以上になれば、ここに今回設置に、センターの名称及び位置は次のとおりとするというようなことで、その方の定める要件をクリアできれば、柴田町地域活動支援センターもみのきとして並列できますが、では、そうできなかった場合どうするのだというようなことで、これも国の法律が目まぐるしく変わってございまして、1カ所単独でその10人の基準を満たすことができなくても、主たる事業所と同一経営、主従の関係と法律で言っていますが、主従の関係で、主たる活動センターと、従たる関係で、その従の関係は6人を超えれば従たる施設として、両方その法の定めるセンターとして国は認可しますというような言い方が、最近示されています。ただし、経営は一つです。本店、支店のような格好で、それを主従の関係と法律では言っていますが、ですから、今のところは考えられますのは、その法の基準を満たして、単独でも設置可能なのか、それとも、その単独設置が無理であれば主従の関係に行くのか、それとも、このセンターにあちらから来ていただくことも可能なのかというようなことで、今のところ三つの選択肢の中から9月までにはきちんとした方向性を見出したいというような考えで、今利用者の方々ともいろいろ相談を詰めているところでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 9月までにいろいろ三つの選択肢があると、その中から選びたいと。だけれども、例えば今申しわけないですけども、もみのき園の方は10人にならない。すると、どれが一番もみのき園に、例えばどうやっていったら一番いい、ずっと10人にならないければ、どれが一番いい選択肢になるのだろうか。実はこれは園を使っている方たちのご父兄の方が大変心配していますよね。私も聞いていたんです。ああ、そんなに心配、随分心配しているなと思ったら、実は今話を聞いたらなるほど大変なんだなと。どういことをすれば、皆さんが喜んでずっと使っていただけるのかと。まず一つはね。どうやったら存続してずっと使っていただけるか。

それから、町としてはこういうスタイルがいいんじゃないかという考え方もあるのではないかと思いますけれども、そこら辺をちょっとお伺いしたいですね。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 考え方としましては、利用者の方々から見た場合とありますが、ある程度地理的な要件があろうかと思えます。できれば、もみのきは、たまたま槻木地区、こちらは船岡地区というようなことで、槻木地区、船岡地区に地域密着型とありますが、地域の身近なところで通える、集える施設が二つあれば理想形なのかなというような考えは持っています。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。9番佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、今課長が話をされた中で、例えばもみのき園が6人だとする。すると、法的には何ていいますか、本体があって、その本体が受けると、指定管理者になれるという場合は、しらさぎも、もみのきも両方その系列に入れば、両方とも持続可能だというふうに考えてよろしいですか。そうすると、そこの中には大体知的障害とかという場合に、大体町で網をかけているという、普通ね、福祉関係の場合には。すると、その指定管理者の中に、柴田町の社協の方も入ってくるということも考えられますか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

受け手につきましては、法人格を有する者であれば、社会福祉法人、NPO法人、中間法人、株式会社等、法人の種別は特に限定はしません。ですから、社会福祉協議会も受け手としては十分資格は持っています。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 資格を持っているのはわかるんですが、要は、町としてその福祉協議会の方に、大体普通のほかの町の場合はやっているものもあるんですよ。ですから、その場合に、一応町の方の指導からすれば、そういうふうな指導を福祉協議会とお話し合いをしているのかどうか。それを伺います。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 現在、社会福祉協議会には、その、もみのき園を運営していただいていますので、絶えず今年度といいますか、毎年度毎年度、社協さんには管理をお願いしていますので、来年から再来年からこの国の法律がこうなってきた、あぁなってきたということはお互いに承知していますので、その辺の将来性につきましても、この法的な仕組みから通っている方々への支援、あり方ですね、常にその辺につきましては情報交換は持っています。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） そうすると、あくまでも町とすれば、資格があるのではなくて、町の指導、町の方のお願いからすれば、やはり町の方で網をかけてやるというのが一応基本だと思うんです。そういうほかの町でやっているようにね。だから、その福祉協議会の方がやっぱり主たるメンバーの指定管理者になるような形が今のところあるのかどうか。

つまり、町の中で、さっき言ったように指定管理者になれば、両方同じような中に入ると、傘の下に入れるというような形態でも、その方が存続できるということでしょう。そのことを一応考えての福祉協議会での話をやっているかどうかということですよ。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 社会福祉協議会とは、今回町がしらすぎと、あと、もみのき園、当然絡んでくるということは、別々には考えることはできませんので、その辺は社協さんとも常に打ち合わせをしておりますが、ただ、今回条例化をお願いするこのセンターにつきましては、先ほどからお話が出ていますが、一つの障害だけを扱うよということではできませんので、3障害すべて対等に対応、支援に、その辺の経験がちょっとというようなことは話を聞いています。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） この地域活動支援センターの増改築にかかわる補助事業の関係で、当初県は10割補助ということで募集をかけていて、申し込んだ後に補助率を半額に引き下げたという話を聞いたんですが、実際どういう募集をかけられていたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 確かに、県との交渉といいますが、県から交付要綱を示されたときには、10割補助の2,000万円までです、2,000万円を上限に10割補助しますという、交付要綱に基づいて申請いたしました。その後、いろんな会議で県とは接触といいますが、その折々に、今回は余りにも予定した以上に申請が出てしまっていますので、各自治体の要望額を満額満たすのはちょっと今厳しい状態だと。それで、その後どうなるんですかと、いろいろ話は進めてまいったのですが、結論的には4月になってからでした。自治体に対する補助上限は幾ら、あとほかの法人といいますが、社会福祉法人等につきましては幾らというようなことで、金額が示されたのが半額というようなことで示されています。このことにつきましては事実でございます。その後、町長等もこういうことでは困るというようなことで、まだ補助の決定を受けていませんので、いろいろ町長が県とは直談判といいますが、交渉はし

ているというようなことでご理解いただければと思います。

議長（伊藤一男君） 広沢 真君。

1番（広沢 真君） 私もそのことを耳にして、私の方の県議を通して県に問い合わせをしたんです。それで、昨年と同じ補助事業で申し込みが20件ぐらいだったからという話だったので、ことしも同じように募集をかけたら55件申し込みがあって、同じ自治体の複数申請をしたところは絞り込んで40件にしたと。民間については1,800万円、市町村については1,000万円を限度に補助をするということになったということなのですが、やっぱりこれは、何というのかな、県の予算計上のとき時点では、見積もりが余りにも甘かったのではないかなというふうに思うんです。だから、その意味では、やはりやはり町長も折衝しておられるということなのですけれども、きちっと抗議をしないと、県の方に問い合わせたら言った言わないという話もしているみたいなのですが、そういう問題ではなくて、きちっと県の予算の段階で市町村の予算を混乱させるなというぐらいのことは言うべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） これも柴田町で予算2,000万円で議決をいただいて、そして、私も10分の10というのは大変おいしい制度なものですから喜んでいたところ、急に1,000万円ということで、これが19年度だったらどうしようかと。20年度だったから少しは心穏やかだったんですが、それで、障害福祉課の方に行って、抗議に行ったんですが、課長も課長補佐も元私の直属の部下だったものですから、なかなか厳しくは言えませんでしたけれども、よくよく伺いますと、市町村が1,000万円確保するのをあちらのサイドから言うと配慮したという言葉があったものですから、これ以上強く言っても、1,000万円から削られてもしょうがないなということで抗議はいたしました。部長まで行って抗議はいたしました。柴田町に配慮して1,000万円ということで、ほかの民間の方にも配慮したということでございますので、やむなく1,000万円ということで、大変申しわけないのですが、9月に詳細は説明して10分の10から2分の1補助になりましたと。9月議会で詳しく説明をすることになるかと思えます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号柴田町地域活動支援センター条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

2時35分に再開いたします。

午後 2時20分 休 憩

〔午後2時20分 17番 杉本五郎君 退場〕

午後 2時32分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

日程第13 議案第11号 柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第13、議案第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、依然として続く景気の低迷、高度医療技術の発達による医療費の負担増などに加え、後期高齢者医療制度の創設など、国民健康保険財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

さらに、国民健康保険特別会計につきましては、国庫負担金、保険税及び一部負担金を主な構成とし、保険税につきましては地方税法の規定に基づき、標準賦課割合を応能割、応益割をほぼ50%の割合に設定することで、被保険者間の負担の公平と低所得者層に対する負担の軽減を図りながら、安定した税収の確保に努めているところでございます。

今回の改正の内容は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳に到達する被保険者が国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険税の構成をなす介護納付金分において、応能、応益割合が大きく変化し、標準賦課割合から逸脱することが危

惧されます。このことから地方税法の規定に沿った応能、応益割合を維持することで、低所得者に対し講じてきた7割、5割、2割の所得割合の軽減措置を継続し、さらには歳出に見合う必要となる税負担分を被保険者に均等に賦課するための税率等の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。税務課長。

税務課長（小林 功君） それでは、詳細説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、国民健康保険税の介護納付金にかかわる加入世帯数、被保険者数、また、それぞれの所得金額や固定資産税額等が確定し、介護納付金課税額の本算定に向けて、現行税率により試算した結果、賦課割合が応能割合が44.69%、応益割合が55.31%となりました。地方税法の規定に基づく標準賦課割合からいくと、本来望ましい所得割と資産割の合算による応能割合が50%、均等割と平等割の合算による応益割合が50%としており、被保険者間の負担の公平、低所得者層に対する負担の軽減を図ることが望ましいことになっております。そして、不均衡な標準賦課割合になると、国からの指導等もあり、7割、5割、2割軽減措置に対する国庫負担金等の減額措置が講じられるようになります。

このことから、今回応能、応益割合の均衡を図り、制度の健全な維持を図る上からも、応能割である所得割額の率を上げ、均等割額と平等割額を減額し、低所得者層に配慮した会計を行い、また、それに連動した7割減額、5割減額、2割減額の均等割、平等割額の改正も行うものです。この改正によって、応能割合が48.16%、応益割合が51.94%となり、今後も被保険者間の負担の公平と低所得者層に対する軽減を図りながら、制度の維持に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案書の203ページをお開き願います。

議案第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

対照表の改正前、改正後で説明申し上げます。

第8条につきましては、所得割を定めておりますが、改正前の100分の1.70を改正後は100分の1.85に0.15の引き上げの改正を行います。

次の第9条の2、被保険者の均等割額ですが、1人について8,500円を8,000円に500円の引き下げ。第9条の3は、世帯別平等割ですが、1世帯について5,000円を4,500円に500円の引き下げを行うものでございます。

続いて、204ページの第1号、第2号、第3号につきましては、7割減額、5割減額、2割減額をそれぞれ定めておりますが、7割減額の均等割5,950円を5,600円に、平等割3,500円を3,150円に、それから、5割軽減、2号になりますが、4,250円を4,000円に、平等割額2,500円を2,250円に、3号として、2割軽減ですが、均等割額を1,700円から1,600円に、平等割額を1,000円から900円に、それぞれ引き下げを行うものでございます。

これに伴いまして、現在課税算定した世帯の減額なんです。所得金額が33万円の単身世帯の場合は、介護納付金の免税額4,000円が3,700円に、それから、5万5,000円の夫婦世帯の介護納付金免税額1万7,700円が1万7,300円に400円の減額。それから、所得金額が115万円の親子3人世帯の免税額5万800円が5万700円に100円の減額というふうになっております。ただし、所得金額417万円の2世代家族5人世帯の場合の免税額11万3,300円が11万7,600円ということで4,300円の増額というようなことで、低所得者層に対する減免というようなことで応能、応益割合の均衡を保つという内容でございます。

附則としましては、第1項としまして施行期日。この条例は、公布の日から施行する。

第2項、適用区分。改正後の柴田町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということにしております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

日程第15 議案第13号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改

正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第14、議案第12号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第13号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第13号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この二つの条例については、さきの第1回定例会において、県内市町村の助成状況等を考慮して、入院時食事療養費を平成20年10月診療分から助成対象外とする旨の一部改正を行いました。健康保険法等の改正により、入院時生活療養費が設けられましたが、今回、この入院時生活療養費についても、県の補助金交付要綱の規定に合わせ、入院時食事療養費と同様に助成対象外とすることについて、条例の一部改正を行うものでございます。

また、従来、生活保護法により保護を受けていた者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたことにより、同法に基づき支援給付を受けることになったため、所要の改正を行うものでございます。

なお、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例においては、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、助成対象者に係る住所地特例の規定を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。まず、子ども家庭課長。

子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、議案第12号の補足説明を申し上げます。

議案書の207ページをお開きください。

柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正をお願いするものでございます。

改正後の欄でご説明いたします。

第3条は、助成対象者を規定していますが、同条第2項は、助成対象者としなない者を規定するものでございます。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正により、同法に医療支援給付の実施が規定されましたので、重複助成とな

らないように、第2号の生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の後に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条により支援給付を受ける者」と加えて、本条例の助成対象者としなことを規定するものでございます。

第3号は文言の整理でございます。

次ページをお開きください。

第4条では、本条例の助成内容について規定していますが、提案理由のとおり、入院時食事療養費と同様に県の補助金交付要綱に合わせまして、入院時生活療養費を助成対象外とすると改正するものでございます。

次に、附則でございます。

施行期日等につきましては、この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例第3条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

経過措置といたしまして、改正後の条例の規定（第3条第2項の規定を除く）は、平成20年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるものとしてございます。

これで議案第12号の補足説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） 次に、健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 続きまして、議案第13号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおり、新たな法律が制定されることに伴う改正と、入院時生活療養費が宮城県の補助金の助成対象としなことを受けまして、本町においても助成対象から除くための改正を行うものであります。

議案書211ページをお願いいたします。

柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、助成対象者であります。第1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正され、従来生活保護法に基づき保護を受けていた者は、同法第14条に基づき支給給付を受けることとなります。よって、生活保護法関連箇所に残留法人等帰国促進法を追加するために改正を行うものであります。同項1号及び2号に「町内」に表記を変えるのは文言の整理を行うものであります。また、同2号の「及び第2項」につきましては、県から示されておりました準則の規定漏れがあったために、今回追加する

ものであります。第3号につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律による住所地特例に関する規定を追加するものであります。

次ページをお願いいたします。

4号は文言の整理であります。

第4条の助成であります。第1項の条文中、国民健康保険法の法令番号等が前条第3条で規定しているため、削除するものであります。また、同項ただし書きとして、心身障害者医療費の助成対象であります。健康保険法の改正により設けられました入院時生活療養費を宮城県が補助対象としていないことを受けまして、本町についても助成対象外とするために追加するものであります。

附則といたしまして、施行期日ですが、1項、この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は公布の日から施行し、改正後の柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

経過措置としまして、2項、改正後の条例の規定、第3条第1項の規定は届きますが、平成20年10月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。3項としまして、改正後の条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日以後の診療に係る医療費から適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 1点だけお願いします。

211ページから12ページですね、「柴田町」から「町内」というふうに文言が変更になっておりますけれども、柴田町と町内とはどういうあれなのかなと思って。これはやっぱり何か指示されてこうなっているのか。それとも、何でこんなふうに、こういうことをするによって何か変わることがあったのかどうか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） この条文にというか、そういう意味合いではなくて、町のこの条例を規定する、他の条例との整合性といいますか、このような表記に統一を図るといいですか、整合性を図るといいう意味合いでございます。

議長（伊藤一男君） 我妻君。

10番（我妻弘国君） ということは、この柴田町というのは余り使わないで、町内ということに統一していくという考えなんですか。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 済みません、ただいま確認してまいりますので、申しわけありません。

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後2時52分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。総務課長。

総務課長（村上正広君） 大変申しわけありませんでした。3月の定例会でも町内というような形で申請をかけておりました、今後、町内というような、議員おっしゃったとおりの考え方で統一をしていくというようなことございました。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） そうすると、いろんな条例があるわけですが、今まで柴田町となっていたのは、今後毎回こういうふうに議会に出して「町内」というふうに直すわけですか。何だか非常に……。

議長（伊藤一男君） 総務課長。

総務課長（村上正広君） 改正があった時点で、条例の改正等々があった場合に、そういった文言の整理というような形で修正をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 12号、13号同じなんですが、入院時生活療養費の内容と、個人負担になった場合どのくらいかかるのか。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（笠松洋二君） まず、第12号の条例でございますが、入院時生活療養費については、単価としましては食費と居住費ということで、生活療養で食事療養並びに温度、照明、それから給水に関する適切な療養の環境の形成で……。

済みません。生活療養というものにつきましては、第12号に関しましては、実際的に申請されている実績は今まではございません。内容としましては、単価としましては食費として1食につき640円、居住費ということで1日につき320円というものが負担額としてございます。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 今、入院時食事療養費というのが別にありますから、今説明のあった食費は除くと考えていいわけですね。そうすると、居住費というと、中身はどういうふうになってきますか。それと、今まではないということは、今後は発生するのでしょうか。要は、個人負担がふえるのかどうかということですね、この辺について。

議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

子ども家庭課長（笠松洋二君） 議員さんのご質問にありますように、居住費ということで、その居住費の内容につきましては、病院に入院しているときの部屋の照明とか、給水に関する、形成する費用に要した費用ということで見るとなっているということでございます。つまり、病院の入室とか入院費用ですね。生活療養に要した費用というものでとらえているものでございます。

個人負担については、単価につきましては区分がございまして、入院する保険医療機関によつての単価も異なるということなのです。あと、その対象者の方が低所得者の方の方ですと、また単価も変わってくるということで、いろんな区分でその負担額が変わってくるという状況なのですが、先ほど申し上げたのは一つの例としまして、一般の方が一般病床で長期にわたる療養をしたときに、療養病床ということで保険医療に入院した場合の単価を申し上げまして、低所得者の方の場合ですと、1日につき320円というものになります。同じですね。ただ、食費の方との合算なんですね、これね。合算がなっているもので、食費の方がこの場合ですと210円というふうになるんですね。ですから、あと居住費1日320円というのがそういうふうになっているんですね。（「わかりやすい説明を」の声あり）

議長（伊藤一男君） もう1回整理して。健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

この1日当たり居住費云々という発生する場所と申しますか、医療機関が療養病床を有する病院に入院した場合に居住費が発生する。この辺の一般の中核とかこの辺の病院ですと、療養ベッドは持っていませんので、一般床しかありませんので、こういう療養病床を有する病院に入院した場合に、それらの療養費が、生活費等に関する費用が発生してきて、それが発生したとしても今回提案してお願いしてございますのは、それらは入院してもしなくても生活費としてかかるでしょうというようなことで、助成の対象から省かせていただくというのが今回提案している中身でございますので、よろしくご理解いただければと思います。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 済みません、漏れていると思うんですが、金額をもう一度確認したいんですが。

健康福祉課長（平間洋平君） 先ほど子ども家庭課長が申しあげました1日320円という定額の料金といたしますか、あと福祉年金という、あと一部施設基準等によりまして……。申しわけございません。今の話は食費の話で、1日当たりの居住費につきましては320円、定額です。ただし、老齢福祉年金受給者につきましては無料とします。その違いだけです。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑……。〔「答弁漏れだったので」の声あり〕許します。

7番（白内恵美子君） そうすると、要は640円の食費というのは1食当たりでしたっけ。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 460円は1食当たりの食費になります。〔「640円ですよ。400、どちらですか。金額ははっきりと」の声あり〕460円につきましては1食当たりの食費になります。

7番（白内恵美子君） そうすると、1日にかかる金額というのはかなりですよ。1,380円プラス320円ですよ。すると1,700円が、これは全額自己負担になるわけですか。

議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（平間洋平君） 説明が不十分で申しわけございません。先ほどお話し申しあげました1食当たりの食費460円に該当する方々は、現役並み所得者及び一般の方々に460円お願いします。低所得者といいますが、それらの収入所得に達しない方は210円、さらにそれ以下の低所得者の方々につきましては130円、このように減額といいますが、段階的に定額になってございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 平成20年度柴田町一般会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第16、議案第14号平成20年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号平成20年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入は補助金の額の決定等によるもので、歳出は事業費等について補正するものです。

歳出補正の主なものは、選挙管理業務費、障害者更生援護事業費、後期高齢者医療事業費、教育総務費などで、それぞれ事業費等の増減額を補正計上するものです。その財源である歳入としては、県支出金、諸収入などを充当いたします。

これらによる補正額は2,564万円となり、補正後の一般会計総額は98億58万円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書215ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に2,564万円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億58万円とするものです。

219ページをお開きください。

歳入になります。上段の表になります。

款16、項2、目1総務費、県補助金24万9,000円の増額は、市町村振興総合補助金の事業費の確定による増減のためによるものです。目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金80万

6,000円の増額は、障害者自立支援対策臨時特例交付金で、障害者自立支援法が施行されましたが、激変緩和措置として交付されるものです。歳出で備品購入費とケアホームの重度障害者支援体制強化事業補助金として計上しております。

次の表になります。

款16、項3、目4教育費委託金444万1,000円の増額は、学校評価の充実・改善のための実践研究委託金で、学校運営の改善と発展を目指し、学校と家庭や地域との連携協力体制の充実に継続的に推進するための委託金です。歳出で町内小中学校9校にそれぞれ計上しております。

次の表になります。

款19、項1、目2基金繰入金50万円の増額は、さくら基金から繰り入れするもので、歳出でさくら育成管理費として計上しております。

次の表になります。

款21、項3、目5観光事業推進貸付金元金収入1,500万円は、19年度で観光貸付金として柴田町観光協会に3,000万円を貸し付けしてありましたが、19年度で1,500万円しか返済されないことになったために、残金を20年度の歳入として予算計上するものです。

220ページをお開きください。

款21、項4、目3雑入は、465万8,000円の増額になります。土地改良区総代選挙委託金114万9,000円の減額は、選挙が無投票になったために歳出が減額になったためによるものです。宮城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務委託金574万5,000円は、連合会から委託を受けて健康診断を行うものです。対象者4,000人のうち申し込みがあった1,344人分です。歳出で同額を後期高齢者健康診査業務委託料として計上しております。

次に、歳出になります。

221ページをお開きください。上段の表になります。

款2、項1、目1一般管理費5万5,000円の増額は、新たな特定健康診査制度に伴い、職員共済組合へ負担金として支出するもので、各款項目で措置しております。

中段の表になります。

款2、項2、目2賦課徴収費20万円の増額は、滞納整理システム端末ライセンス使用料で、パソコン1台に増設するものです。

222ページをお開きください。

款3、項1、目6障害者更生援護事業費は128万円の増額になります。委託料47万3,000円は

心身障害者医療費助成システムの改修委託料です。備品購入費44万2,000円は、相談の際などに利用する遊具や玩具購入費19万円と視覚障害者のための活字文書読み上げ装置購入費25万2,000円です。負担金補助及び交付金36万5,000円は、町民の方が入所している白石にある陽光園に対し、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業補助金として交付するものです。

次のページになります。上段の表になります。

款3、項1、目8後期高齢者医療対策費574万5,000円の増額は、歳入で説明いたしましたが、宮城県後期高齢者医療広域連合会からの委託を受け、対象者4,000人のうち申し込みがあった1,344人分について健康診査を業務委託するものです。

中段の表になります。

款3、項2、目5保育所費は58万2,000円の増額で、船岡保育所の産前産後休暇代替保育士賃金52万5,000円と、槻木保育所の水道の修繕料として5万7,000円を措置するものです。

下段の表になります。

款4、項1、目6保健指導費は予算の組み替えで、次のページの乳幼児集団健康診査委託料120万円を減額し、同額を報償費として措置するものです。

224ページをお開きください。中段の表になります。

款6、項1、目2農業総務費は60万円の増額ですが、船岡五間堀排水機場のごみを除去するモーターの修繕費として措置するものです。目3農業振興費26万6,000円の増額は、花卉生産組合へ園芸特産重点強化整備事業補助金として補助するもので、事業費がふえたために措置するものです。

下段の表になります。

款6、項2、目1林業総務費は36万3,000円の増額ですが、雨で崩れた町民いこいの森の通路復旧工事費として措置するものです。

次のページになります。上段の表になります。

款8、項4、目3公共下水道費3,000円の増額は、公共下水道特別会計に人件費に係る特定健康検診等負担金として繰り出すために措置するものです。目5公園緑地費50万円の増額は、歳入でもご説明しましたが、さくら基金からの繰入金で、日本有数の樹木医を呼んで町の桜、特に古木を見ていただき、今後の保護・育成などについて指導をいただき、桜フォーラムなどを開催するために報償費と需用費を措置するものです。

中段の表になります。

款8、項5、目1住宅管理費は予算の組み替えで、神山前町営住宅ガス配管修繕料を工事請

負費として措置するものです。

下段の表になります。

款10、項1、目2 教育管理費は362万7,000円の増額になります。節4 共済費1万1,000円を除いた361万6,000円は、次ページからになりますが、歳入でご説明しました、県からの委託を受けて報償費から委託料まで学校評価の充実・改善のための実践研究事業として措置するものです。学校評価の充実・改善のための実践研究事業は、町内小中学校9校すべてにそれぞれ予算措置しております。

227ページをお開きください。上段の表の一番上になります。

款10、項2、目1 小学校管理費の節7 賃金80万円は予算の組み替えで、船岡中学校に計上しておりました特別支援教育支援員賃金を減額し、同額を槻木小学校に賃金として措置するものです。節15 工事請負費210万5,000円は、ことし2月25日の強風により破損した船迫小学校の倉庫兼作業所を撤去し、建てかえるために措置するものです。

228ページをお開きください。下段の表になります。

款10、項6、目2 保健体育施設費8万8,000円の増額は、柴田町民体育館の消防用施設修繕料を措置するものです。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。9番佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 219ページ、款21、目5の観光事業推進貸付金の1,500万円、これについて具体的に説明をお願いします。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） では、詳細説明をさせていただきます。

平成20年3月末をもちまして1,500万円を返済済みでございます。残りの1,500万円につきまして、平成20年今月18日、理事会並びに解散総会を予定してございます。その中で、極力この1,500万円に近い数字をお返しするように努力するという内容でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） 話が逆ではないかと思うんですね。まず、観光協会の方をきちっとして、その中においてその総意をもってこの中に出てくるべきではないかと思うのです。それが逆に理事会でやって総会前に身をきれいにしておくかどうか分かりませんが、そのことについては、ここにいる皆さんも協会の一員ですからね、いわゆるその人たちに相談もなく全部それ

で済み、終わったということについてはいかがなものかと思うんですが、どうでしょうか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） 実は、初めが3月末で解散をするという予定だったのですが、さくらまつりを継続して開催しなければならないという事情もございました。そのために、9月をめどに観光協会、ポスト観光協会というのを立ち上げて引き継ぎを行う。それまでのやはり資金的なものも必要でございますので、その繰越金というのを元金をもちましてさくらまつりを開催したと。そういう状態でございます。

議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

9番（佐藤輝雄君） さくらまつりを開催するとかなんとかという問題以前に、観光協会がある程度の歴史があるわけですから、それを一応、我々はまだ論議をするという話を承っているんですね。去年の場合。ですから、当然総会で決着するまでに、その前に臨時総会とか臨時打ち合わせを事前に何らかの話があってしかるべきだと、話があるべきものだと思ったんです。それが、ずっと役員の方に聞いても話がないんだと。我々役員自体も話がないんだという話も聞いたんですね。それが突然ここに出てきて、1,500万円という額を払ったんだから、あとの1,500万円は町からもらえというふうな、その論理が普通の状態を通るかどうか。今までもパブリックコメントなんていうのもあったし、当然相談があるべきだということが一切なくて、そのままの状態を進めるということについては、もう一度きちっとした、本当であれば、観光協会の総会を決着してからこっちに、町の方に持ってくるべきだと思いますが、その辺については課長との話ではなくて、責任者の方のお話を伺いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） 今回の1,500万円につきましては、この観光協会の貸付金につきましては長い歴史がありまして、毎年3,000万円を貸し付けまして、例えば19年度であれば、19年度で歳入に返すということで3,000万円組みます。20年度にも貸し付けまして、その貸し付けた3,000万円を返してもらうということで、平成7年度からそういう、当初3,000万円を貸し付けたものを次の年も貸し付けて、その貸し付けたもので返してもらうということで繰り返してきたわけです。

それで、観光協会が今度解散するというふうになったということで、20年度では当然観光協会が解散するということですので、町の方からは3,000万円は貸し付けしておりません。ですから、先ほど地域産業振興課長がお話ししましたように、3月末で本来5月末までに3,000万円返してもらえば一番いいんですけども、観光協会の方ではそれだけのお金がないとい

うことで、19年度分として1,500万円しか返済されなかったということでございます。残りの1,500万円につきましては、20年度で今回の補正で、5月末まで待っていたんですけども、なかなか決算も、それから9月までの解散までの精算もあるということで返せないということで、20年度に今回補正で歳入として1,500万円を計上したということでございます。今後、9月の精算に向けて、観光協会の方からこの1,500万円を返していただくということになります。

議長（伊藤一男君） 副町長。

副町長（小泉清一君） 観光協会の会長をしていますので、私の方からこれまでの経過、それから今後の予定、これをお話を申し上げたいと思います。

先ほど地域産業振興課長がお話ししたとおりでございますが、実は、財政再建のこともございまして、平成19年度でもって観光協会を解散しようという腹づもりではあったんですが、なかなか観光協会にかわる例えば団体とか、NPOとかいろいろ接触してみたんですが、見当たらないんですね。そういったことをしているうちに、もう20年度の桜の季節が参ったということで、その準備もしなければならない。それを穴をあけるわけにいかないということで、実は20年度に延ばさせていただいております。解散がまだ19年度でしなかったものから、20年度の9月をめどに解散をしようというふうに今しております。それで、20年度もこれまでと同じように予算を組ませていただいて、いわゆる9月までの暫定予算というんですかね、そんな形で今進めさせていただいているということでございます。

総会でございますが、通常総会は多分きょうあたり皆さんのところに配付する予定になっておりますが、18日開催する予定になっております。そこで、19年度の事業報告と決算、それから20年度の事業計画と、事業計画といいましても先ほど言いましたように、さくらまつりの事業計画と、それから予算ですか、それから9月ころまでの事業計画につきまして、ご審議をいただくということにしております。その後に、いわゆる正式な解散についてという題でもって、皆さんに総会でもってお諮りをしたいなと、このように今段取りしているところでございます。

この1,500万円につきましては、先ほど財政課長からも話がありましたように、毎年3,000万円をお借りして、そして、それを翌年度、実は例えば18年、19年度を申し上げますと、18年度の3,000万円につきましては19年度また借りることにしていたんですね。それでもってお返ししようと。借りかえではないんですが、そのような形でやっておったのです。そんなような手法でこれまでずっとやってきたんです。

20年度、いわゆる観光協会は解散を考えておりましたので、貸付金はなしということにしましたので、3,000万円を今までみたいに返すことができなくなっただけですね。それで、いわゆる観光協会の事業の中から、事業といいますか、経費の中から1,500万円だけは返すことができた。残りが1,500万円はまだ返すことができないということなものですから、町の方には1,500万円の貸し付けが残ったということでございます。これにつきましては、会計補助を町としては観光協会に貸し付けているものですから、それは返してもらうということで、実は6月の議会に計上したということになるかと思えます。

私ども観光協会は1,500万円借りているものですから、それらを含めてどういうふうにして解散していくかということが、総会の大きな議題になるのではないかなと、実はこのように思っています。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。18番加茂力男君。

18番（加茂力男君） しばらくぶりです。毎度お世話になっています。

今観光協会が解散するというお話を聞きましたんですが、その後の菊まつりとか、さくらまつりの対応はどのようにするんですか。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） 現在、関係機関、すなわち商工会、NPO、シルバーさんなども手を挙げてございますので、その人たちとお話は詰めておりますが、なかなか言うはやすく行いはかたしという状況でございます。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） 今担当課長の方から話がありました。いろいろときょう今回の一般質問の中で、町の低迷化とかというような話が出てまいりましたので、町長として今の話もまとまらないという話があるんですが、見解をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） 観光協会の組織のあり方は、私が答える立場ではないというふうに思っております。私としては、やっぱりせっかくここまで柴田町の桜が観光バスが280台も上るようになってきましたので、ぜひここを起点に柴田の魅力づくりというのを全国に発信したいというふうに思っております。そのときに、実際にさくらまつりをやる団体が、今までの観光協会ではだめだというご指摘がありましたので、ぜひともこの観光協会にかわる強力な組織体制をつくっていただいて、そこを起点にして柴田町の観光を盛り上げていけたらなというふうに思っております。ですから、そういう組織づくりには町として支援することはやぶ

さかではないというふうに考えております。

議長（伊藤一男君） 加茂力男君。

18番（加茂力男君） 今の町長の答弁で、ぜひそれをお願いしたいと。柴田町に明かりを消さないためにも、観光協会にかわる協会なり協力団体をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 町長。

町長（滝口 茂君） そのためには、加茂力男議員の力が必要でございますので、協力よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。8番百々喜明君。

8番（百々喜明君） 観光協会関係は、お2人の方から質問があったので、私の方からは、ちょっとわからないので教えていただきたいのですけれども、教育委託金というので440万円ほどいただきますよね。

議長（伊藤一男君） ページ数を示して……。

8番（百々喜明君） 226ページ関係なんですけれども、その前に219ページで、教育委託金ということで440万円入っているんですけれども、この関係で、226ページの学校評価の充実・改善のための実践研究というような感じで載っているんですけれども、これは各学校一律に9万2,000円という感じでとっているんですけれども、その学校、学校、それから、その学校の児童数、その辺でもかなり違うと思うんですけれども、これは小学校、それから中学校も一律に9万2,000円というので見ているんですけれども、どういう事業をやるんですか、これ。お聞きします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） まず、この研究なんですけれども、学校教育法が平成19年6月に改正されまして、学校教育法施行規則が同年の10月に改正されております。これにより、各学校は教職員による自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。それから、二つ目として、保護者などの学校関係者による評価、学校関係者評価を行うとともに、その結果を公表するように努めなければならない。それから、三つ目として、自己評価の結果、それから、学校関係者評価の結果を設置者、つまり教育委員会に報告しなければならないということで義務づけられております。町では、文部科学省の学校評価の充実・改善のための実践研究の研究指定校といたしまして、町内6小学校、3中学校が学校評価のあり方について実践研究をすることにしております。学校評価の結果を学校改善に生かし、地域に信頼される開かれた学校づくりに取り組んでいくというものでございます。

それから、各学校の歳出予算ですが、各学校に会議の出席報酬ということで3万7,800円。それから、会議の出席費用弁償ということで1人500円なのですけれども、10名の6回で3万円。それから、消耗品ということで、コピー用紙とかになります。そういうもので7,500円。それから、会議費ということで、お茶代というふうに考えております。これについて1万800円。それから、通信運搬費ということで、切手代4,800円で、合計9万900円を計上しております。それで、これまでコミュニティスクールを実施してまいりました東船岡小学校には、中心校となってやっていただきたいということで、消耗品、それから会議費を若干多めに予算措置しているものでございます。

議長（伊藤一男君） 百々喜明君。

8番（百々喜明君） これは児童数も違う、それから、先生、教員も違うと思うんですけれども、それは全部一律でということなのですか。先ほどの東船岡小学校の場合は、中心校になるからということで100万円というのはわかるんですけれども、ほかの学校、それから中学校やなんかというの、これも一律でというの、その辺がちょっとわからないので、もう少し詳しく。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 児童数ということではなくて、外部評価委員に対する支出というふうに考えておりますので、約10名ぐらいの外部評価委員を考えておりますので、児童数の多い少ないにかかわらず、人数的には外部評価委員ということで10名程度を考えておりますので、同じ金額ということで考えております。

議長（伊藤一男君） 百々喜明君。

8番（百々喜明君） 報償費というので、227ページなんですけれども、22万8,000円とっていただきますよね。これは外部評価の云々、これも学校評価の充実・改善のための実践研究事業となっているんですけれども、これは会議出席、お礼とか云々となっているんですけれども、これは別に関係ないという話ですか。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（小池洋一君） 有識者の会議の出席の報酬ということで考えております。具体的には、お1人の有識者6,300円の6回会合を開くということで、3万7,800円の9校ですか、ということで考えております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） 教育関係の学校の評価なんて聞きますと、ちょっとどきっとするんです

けれども、教育長に伺いますが、これができたということの背景、何か御存じでしたら伺いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） これは、ただいま教育総務課長の方からも最初に説明ありましたけれども、学校教育法が改正されたということですが、その背景には、学校が学校の思いとか、そういったところでいわゆる学校運営をしていたのでは、非常に閉ざされた学校になってしまうということで、これからはやはり開かれた学校、もう少し地域なり社会に開かれた学校、もっと地域の皆さんから、あるいは保護者の皆さんからいろいろご意見をいただきながら、それを学校運営に反映するというふうな形でやっていくべきではないかというのが、文科省の考え、国の考えでございまして、そういった背景をもとにして今回法改正があって、そのために学校評価というものを、ある意味では外部評価というのを本来的には文科省では考えておったのですが、ところが外部評価というのは、学校の中身を知らない人が学校を評価するというのはなかなかできないことなんです。それで、大分文科省の方も少し考えたようで、学校関係者評価というふうなことで、ある程度学校のことをわかっている地域の方とか、それから保護者等を中心に、学校の中身のことについて、あるいは運営について、教育活動について評価をしていただくというふうな趣旨で、この学校教育法の改正がなされたということでございます。したがって、どの学校でも20年度からはこういった形での学校関係者評価、そういったことを実施しなければならないと。

これまでは、保護者アンケート等については、もうどこの小中学校でもここ数年やっているんですが、それだけではなくて保護者アンケート自体がその外部評価ではなくて、やはりそれを参考にして学校自体が、教職員が自己評価をするなり、そういったことをあわせて関係者委員会、評価委員会を開いて、その中でいろいろとさらに評価をしていただくと、そういう仕組みをつくりなさいと、こういうことなんです。各学校でそれぞれ工夫しながらそれをやっていこうということなんです。文科省としては指定校を指定をして、ここにありまうように実践研究を進めてみなさいと、そういうことで実は県内では、柴田町が教育委員会が指定を受けたという流れになっております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） 県内では柴田町だけなのかとか、その辺と、これは一過性のものなのか、ことしだけなのか。ある程度続くものなのか。一過性というか、ことしだけだとしますと、ちょっと1回やったぐらいでは、どの程度の効果が得られるのかどうかというようなことも

ありますし、評価といってもいろいろ評価対象があるので、その評価の基準みたいなものとか、自由に何でもいいから評価してみてくださいということなのか、その辺がどうなっているのか、いかがなものでしょうか。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 文科省の方では、既に学校評価のガイドラインというものを出してありますし、それから、昨年度は文科省自体もこの外部評価をどのようにしたらいいのかということで、文科省自身で研究を進めているんですね。実は、東船岡小学校の方に、何と云うんでしょうかね、その準備のために視察というか、調査といいますか、そんな形で文科省のお役人さんを先頭に、四、五名おいでになって、3泊4日でみっちり教育長ヒアリングから始まって、今度は学校に行きまして校長ヒアリング、保護者の方へのヒアリング等、いろんなヒアリングをやって、学校評価というのはどういうふうにやればいいのかというようなことをいろいろ研究してまいりました。そんなことで、外部評価については文科省でも今研究中と。どんなふうな形でやればいいのかということについては。ただ、学校自体でももう既に20年度からやるように法改正がありましたので、もうどんどん進めてほしいということで、ただ、先導的に予算を配当しますから、宮城県では柴田町さんの方でぜひ研究を進めてほしいと、そういう趣旨でございます。

なお、この指定については、18年度、19年度、県内では富谷町がもう既に指定を受けて、2年間の実践研究が済んでおります。それも参考にしているのですが、それから、県外でも当然指定がありましたので、千葉県のある市の実践研究なんかも参考にさせてもらっていますが、やり方を見てもみますと、富谷の場合には、これは実はアンケートの処理、集計等が非常に時間がかかるものですから、何しろ保護者アンケートとなれば何百人単位の保護者の方がいらっしゃる場合には、お1人について何十項目という項目なものですから、集計処理が大変なものですから、それで、これについては、人を雇って集計作業をしてもらってもいいですよという、そういう意味もありますし、それからあるところでは、これを業者に処理をしてもらおうと。したがって、コンピューター関係のシステム構築をしなくてはならないんですね。そういったことにも当然ながらお金がかかると。人を雇っても、あるいは業者に委託しても構いませんよということがありまして、非常に大きな金額をつけていると。委託金としてですね。そんな背景もございます。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君。

5番（大坂三男君） これは外部にあと公開するというような説明があったと思いますので、

ぜひこれはやるのであれば活発にやっていただいて、ぜひまとまった段階で発表会とか、そういう形で町民にお知らせしていただければなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） 教育長。

教育長（阿部次男君） 教育委員会の方に、法改正になって各学校からこの学校関係者評価の結果については報告するよということになっておりますので、教育委員会にはすべての学校の方から報告がございまして、それから、各学校ごとに保護者の方はもちろん、地区にも積極的にこれを公表するよということのも法改正の中にありますので、その趣旨に沿ってできるだけ地域の皆様、それから保護者の皆さんはもちろんですが、こんな結果でしたと、こんなふうに学校運営を改善していきたいと、そんなふうに生かしていきたいと。そういったところを公表してまいりたいと、そんなふうに考えております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 観光協会のこと1点だけお伺いしますけれども、間もなく決算の報告会があるということなんですけれども、そのときまで結構ですから、まず3点、これをどういうふうにするか、ぜひひとつ検討していただきたいんですけれども。まず1点。観光協会は、町内の者以外はだめなのか。委託するときにはですね。それから、山の、館山の出店、現在なかなか出店規制がいろいろあるようなので、本来はもっとあったらいいんですけれども、あれはどうなるのか。今後ね。私ははずしてもらいたいなと思いますけれども。

それから、下の田んぼ、今駐車場にしていますね、あっちの方の土地。その隣の庄司さんのところの田があるわけですね、2枚。あれは将来買うような意思があるのかどうか。それで、あれないと、恐らく、例えば大型の観光バスが来てもなかなか難しいのではないかなと、こう思うんですけれども、そこら辺の見通しをきちんと立ててもらいたいと思うんですけれども、どんなふうに考えているんですかね。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） 町内以外はだめということで、第1回目はその方向では進めますが、どうしてもやはり町外に頼らざるを得ない場合もときとしては出てくる可能性もございまして。ですから、その時点で検討させていただきたいと思います。

あと、館山の出店の規制関係でございまして。これは、長い間の茶屋組合との取り決めがあるようございまして。それで、あそここのところの専用関係とか、出店が以前は5店舗あったはずなんですけど、それが今は3店舗になっていると。その辺の経過等も踏まえて、今後どうするかというのは総会なり役員会の方で詰めていただくようになると思います。

あとは、田んぼですね。将来計画となりますと、これは都市公園の総合公園になっているわけです。ですから、あの辺の用地買収をする場合は、計画決定内のエリアであれば、補助の対象になりますから、ですから、観光行政としてやるのか、総合都市公園の一端としての全体整備計画の中での位置づけになるのか、この辺をやはり関係課の方と協議しないと、今後方針はなかなか難しいと思われます。以上です。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 総会において、最初は町内の方の方に当たってみたい。それでは、来年のさくらまつり、これもなければ、町の人たちが、町の地域振興課でやっていただくと、やるようになると。そういうふうになるでしょうね。そういうふうになるのかどうか、まず伺います。

それから、茶屋組合、これは契約書はあるのかどうか。見たことありますか。あるのならちょっと見せてください。

それから、都市公園の絡みがあって云々とありますけれども、それによってどのようなメニューになるのか。もっと詳しく教えてください。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） 実は、川崎のセントメリースキー場、指定管理者が経営破綻したというのを、河北新報6月11日水曜日号に載っております。現実的に、指定管理者にしてもこのような状況が起こるわけです。ですから、私の方も万が一、今議員さんがおっしゃるような状況になれば、やはりことしのようなさくらまつりにならざるを得ないでしょうという、これは推論ですけれどもね、そう起こらないように受け皿をしっかりとしたものを選びたい。そういう内容でございます。

あと次に、契約書関係でございますが、この辺については、私自身としては詳細な契約書は見たことございません。ただ、その長年の慣習といいますか、そういうことでやってこられた。ただ、この契約書関係も、実際にさくらまつり実行委員会の場合は、ちゃんと露天商の方々も入っているわけですね。それでもって決めているんですね。出店関係とか。ですから、その辺の商工会さん等の打ち合わせなり、協議というのも出てくるとは思います。

あとは、この都市公園整備関係、あの道路の上の階段状の園路ありますね。あれは、私が公園係長時代に計画決定しまして、事業認可、補助をもらってつくった公園なんです。そのときに植えた桜が今結構太くなっていますけれども、あそこは段々畑だったんです。そういうぐあいに、都市公園という計画決定、事業認可をもらうと、補助に組まれるということ。

ですから、それもエリアを確認して再度関係機関と検討してみないといけないのではないのでしょうかという答弁でございます。

議長（伊藤一男君） 本日は、会議がすべて終了するまで行いますので、ご了承願います。我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） それでは、総会まで結構ですから、仮に受け皿に手を挙げるといったときに、総会でどのぐらいの費用が出せるのか。それをはっきりと示してください。というのは、この間私をご紹介したときは、話し合っていたんだけど、どうもその費用の点ではっきりしないということで、何だかさっぱりメリットがないんでないのということでペアになったという話を、私は聞いているんですけども、やっぱりおいしい話がないと来ないですよ。これで、例えば自分たちで努力して、これで金もうけできるのかなと。やっぱりみんなこういうところに手を出すのは、金もうけができるかと、そういう考え方もありますから、どのぐらい出せるのか。

それから、茶屋組合。これは商工会が入ってなんだのかんだのって、毎度、地域振興課、観光課、今までみんなその言葉。みんな先送りして、解決するあれがないの。やっぱりどういうふうにやるかというのは、大河原の土手を見てごらん、あれ。お店というのはね、たくさんあるとみんな集まってくるの。二、三軒ではだれも来ないですよ。何回言ってもあんたは商売やっていないからわからないの。役場の人はね、腹いっぱいなの。きょうも私七十七に行ったのね。そうしたら、本当に私のお父さんね、山パンに55で、一応55になったらね、給料15万になる。役場の職員何ぼもらっているんだなんてね、それは奥さんなんだよね、言っているの。うちの職員も今少なくなって一生懸命やっているんですよなんて言ったって、本当に我妻さん大変なんですよ、世の中は。そうしたら、そこに今度は別な人で、駅前商店街ですよ、あの人も実は給料をもらっていないで店を手伝っている。何と。そうしたら、店の売り上げがない。手伝っている人は、おれ年金をもらっているから、ほいってやるから、手伝ってやるからと。本当に商店街は大変なんだ。そこら辺をよくわかっていて、ひとつこの出店のことも考えてください。商工婦人部が山に出したい。断られる。駅前でしかやれないんですよ。我妻さん、どう思うの。ああ、やっぱりな、佐藤君、これストップさせているんだと、こういうふうに思っていましたよ、私は。多分そうだと思うんですね。彼は、もう強気に弱くて、弱気に強いんだと。そんなことは冗談ですけども、どうぞひとつ山の方にみんなが行って、お客さんがみんな行けると。そうすると、全国からやっぱり集まってくるんです。やっぱりお店のないところに来ないから。何ぼ花がよくたって。柴田の女の人き

れいだからって集まってくるわけではないんです、あれ。ぜひひとつお店がどんどんとあそこに張りつくような、そういう何かシステムづくりを考えて、今度の総会までやってください。

それから、さっき都市公園について補助をもらえるような、前のときはそういうふうに来てきたと。今はどうなっているのか調査して、それで、メニューはどういうメニューがつくのか調べて、それで、将来はこういうことをやっていきたいと、町長と少し話し合ってみてください。総会のときにもう一度質問して、やりますから、お願いします。

議長（伊藤一男君） 答弁求めますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成20年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第17、議案第15号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、老人保健拠出金の確定によるものでございます。

歳出につきましては、老人保健拠出金の医療費及び事務費で、465万円の増額補正となりました。

歳入につきましては、老人保健拠出金分に平成19年度からの繰越金を充て、補正後の額は35億4,823万5,000円となりました。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、詳細説明を申し上げます。

233ページをお開きください。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ465万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億4,823万5,000円とするものでございます。

236ページをお開き願います。

今回の補正は、老人保健拠出金の額の確定によるものです。それで、まず歳出の方、下の3款の歳出の方から説明を申し上げます。

目1の老人保健医療費拠出金550万3,000円の増額。それから、目2の老人保健事務費拠出金85万3,000円の減額。合計で465万円の増額補正でございます。

歳入の方ですが、この増額分465万円分を平成19年度の繰越剰余金で充てるものでございます。それで、この拠出金の納付期限が今年度は7月までというふうになっておりましたので、今回の補正で予算措置をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号平成20年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
議長（伊藤一男君） 日程第18、議案第16号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、職員の特定健康健診等負担金に係る費用を補正するものです。

歳入歳出それぞれ3,000円を増額し、補正後の総額を16億7,066万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは、詳細説明を申し上げます。

237ページになります。

議案第16号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計の補正予算であります。

今回の補正は、特定健康健診等負担金に係る費用の補正でございます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,000円を追加し、総額をそれぞれ16億7,066万7,000円とするものであります。

240ページをお願いします。

2．歳入であります。款4繰入金、目1他会計繰入金3,000円の増額補正であります。これにつきましては、一般会計からの繰入金であります。

3．歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費であります。1,000円の増額補正であります。これにつきましては、共済費、特定健康健診等の負担金であります。

款2下水道事業費、目1公共下水道建設費、補正額2,000円の増額であります。こちらにつきましても、節4共済費の特定健康健診等負担金の補正であります。

款4公債費、目1元金、これにつきましては、財源の組み替えを行うものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号平成20年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 意見書案第1号 どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書

議長（伊藤一男君） 日程第19、意見書案第1号、どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君、登壇を許します。

〔1番 広沢 真君 登壇〕

1番（広沢 真君） 1番広沢 真です。ただいま議題となっております意見書案第1号、どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

朗読によってかえさせていただきます。

どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算の拡充を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっております。このまま推移すれば、各地で進められてきた少人数学級の維持・拡大にも支障を来すおそれがあります。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。

平成21年度の予算編成に当たっては、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め義務教育国庫負担制度を堅持し、学校施設整備費、旅費・教材費、就学援助・奨学金、学

校・通学路の安全対策費等の教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第20 陳情第1号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情

議長（伊藤一男君） 日程第20、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。議会運営基準により報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望書等についてもお手元に配付いたしたとおりであります。

日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（伊藤一男君） 日程第21、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会の委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願が出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

町長（滝口 茂君） 平成20年柴田町議会第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今定例会に付議されました議案は、報告2件、議案16件、いずれもご同意ないしは可決をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

今定例会は、6月議会ということで短い会期でありましたが、一般質問では合併協議会設置にかかわる質問が質問者12人中9人からあり、多くの議会傍聴者がある中、白熱した議論が行われましたことは、これまでにない議会となったのではないかと考えております。今後、法定協議会設置につきましては、平成20年6月10日付で県知事から同一請求関係町の長から報告を受けた旨の通知がありましたので、翌日の11日から60日以内に議会に付議しなければならないこととなりますが、ちょうど60日目が8月9日となり、土曜日であることから法的には8月11日の月曜日までに3町の首長は議会に付議しなければならないこととなります。

また、今議会での一般質問並びに各議案のご審議の中でいただきましたご提言やご意見を真摯に受けとめ、今後の行政運営に努めてまいりたいと思いますので、なお一層のご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。定例会の閉会に当たり御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 以上をもって平成20年柴田町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時11分 閉会
